

交通基盤部土木関係総合評価落札方式 (工事) 活用ガイドライン

令和7年6月

静岡県交通基盤部

目 次

用語の定義	1
1 総合評価落札方式の概要	
1-1 背景、意義	3
1-2 主な改定内容とこれまでの経緯	4
1-3 適用	10
1-4 総合評価落札方式の実施方針	10
1-5 総合評価落札方式のタイプ	11
1-6 総合評価落札方式のタイプ選定	13
(1) 高度技術提案型	13
(2) 標準型	13
(3) 簡易型Ⅰ	13
(4) 簡易型Ⅱ	13
「別表 総合評価落札方式 適用工事一覧」	14
(5) 適用除外	15
1-7 総合評価落札方式による落札候補者の決定	15
1-8 評価値の算出方法	16
(参考) 総合評価の事例(簡易型Ⅰの例)	17
(参考) 総合評価落札方式における不落随契移行の取扱い	18
2 実施手順	
2-1 各タイプにおける基本的な手順	19
2-2 定型文	20
2-3 学識経験者の意見聴取	20
2-4 事前確認型と事後確認型	21
(1) 事前確認型	21
(2) 事後確認型	21
(3) 事前確認型と事後確認型の基本的な手順(公告～落札者決定)	21
2-5 総合評価落札方式の手順	23
2-6 総合評価落札方式の入札スケジュール	27
3 評価項目と配点等	
3-1 評価項目の選定	30
3-2 配点の設定	30
3-3 審査・ヒアリング	30
3-4 評価項目及び配点	31
3-5 各評価項目の評価期間及び評価基準日	33
3-6 WTO	35
3-7 高度技術提案型における評価項目、評価基準	36
3-8 標準型における評価項目、評価基準	38
(1) 技術提案について	38

(2)	企業の施工能力について	39
ア	同種・(類似) 工事の施工実績	39
イ	工事成績評定点の平均点	40
ウ	優良工事等の表彰実績	41
エ	週休2日推進工事の施工実績	42
オ	登録基幹技能者の配置	43
カ	建設キャリアアップシステムの活用申請	43
キ	ICT活用工事・3次元データ納品工事の施工実績	44
ク	静岡県ICT普及啓発活動の実績	46
ケ	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	47
コ	特殊な工事の施工実績	48
サ	自社工場における製作	48
(3)	配置予定技術者の能力について	49
ア	技術者の資格	49
イ	同種・(類似) 工事の施工経験	50
ウ	優良技術者の表彰実績	51
エ	継続教育の取組状況	51
オ	特殊な工事の施工経験	52
(4)	企業の地域貢献度等について	53
ア	企業の地理的条件	53
イ	災害協定、災害協定に基づく活動実績、建設機械の所有、 有事の際の備え	54
3-9	簡易型Iにおける評価項目、評価基準	55
(1)	簡易な施工計画について	55
(2)	技術提案数限定タイプについて	56
(3)	企業の施工能力について	56
ア	同種・(類似) 工事の施工実績	56
イ	工事成績評定点の平均点	57
ウ	優良工事等の表彰実績	58
エ	週休2日推進工事の施工実績	59
オ	登録基幹技能者の配置	60
カ	建設キャリアアップシステムの活用申請	60
キ	ICT活用工事・3次元データ納品工事の施工実績	61
ク	静岡県ICT普及啓発活動の実績	63
ケ	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	64
コ	特殊な工事の施工実績	65
サ	自社工場における製作	65

(4)	配置予定技術者の能力について	66
ア	技術者の資格	66
イ	同種・(類似) 工事の施工経験	67
ウ	優良技術者の表彰実績	68
エ	継続教育の取組状況	68
オ	特殊な工事の施工経験	69
(5)	企業の地域貢献度等について	70
ア	企業の地理的条件	70
イ	災害協定、災害協定に基づく活動実績、建設機械の所有、 有事の際の備え	70
ウ	地域貢献の活動実績	72
エ	災害対応に関する実動訓練の活動実績	73
オ	点検・維持管理等業務委託の受注実績	74
カ	労働福祉の状況	74
3-10	簡易型Ⅱにおける評価項目、評価基準	77
4	評価項目の設定	
4-1	登録基幹技能者の配置	79
4-2	配置予定技術者の資格	80
(1)	標準型	80
(2)	簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ	80
(3)	資格設定の目安	80
4-3	継続教育(CPD、CPDS)の取組状況	85
5	提案履行確保の措置等	
5-1	提案履行の確認方法	86
5-2	登録基幹技能者の確認方法	88
5-3	建設キャリアアップシステムの活用申請の確認方法	89
5-4	技術提案等に係る設計変更	91
5-5	ペナルティの設定	91
6	総合評価落札方式に関わる事項の公表等	
6-1	手続き開始時における明示	93
6-2	落札結果の公表	93
6-3	知的財産としての技術提案等の取扱い	96
7	総合評価落札方式におけるオーバースペックの考え方	
7-1	基本的な考え方	96
7-2	要求水準に対し過剰な品質・性能・効果とみなされる事例	96

【図表目次】

図 1	総合評価落札方式のタイプ選定表	13
図 2	価格評価のイメージ	16
図 3	総合評価落札方式における基本的な手順	19
図 4	事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）	22
図 5	【定型文以外】標準型及び【定型文以外】簡易型Ⅰ 入札前審査型（参加資格確認）	
	事前確認型（総合評価）	24
図 6	【定型文以外】簡易型Ⅰ 入札後審査型（参加資格確認）	
	事後確認型（総合評価）	25
図 7	【定型文】簡易型Ⅰ及び簡易型Ⅱ 入札後審査型（参加資格確認）	
	事後確認型（総合評価）	26
図 8	技術提案等の施工計画書への記載（例）	86
図 9	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	87
図 10	登録基幹技能者の施工計画書への記載（例）	88
図 11	総合評価落札方式における登録基幹技能者の履行確認シート	88
図 12	建設キャリアアップシステム活用の施工計画書への記載（例）	89
図 13	「現場・契約情報」	90
表 1	タイプ別の評価項目	11
表 2	タイプ別の評価項目と事後確認型採用の可否	21
表 3	標準型の入札スケジュール（入札前審査型）	27
表 4	簡易型Ⅰの入札スケジュール（入札後審査型）	28
表 5	簡易型Ⅱの入札スケジュール（入札後審査型）	29
表 6	配置予定技術者へのヒアリング	30
表 7	評価項目・配点一覧表	32
表 8	評価期間及び評価基準日一覧表	34
表 9	登録基幹技能者の種類	79
表 10	タイプ別の評価対象と配点	80
表 11	標準型における資格設定の目安	81
表 12	簡易型における資格設定の目安	82
表 13	継続教育（CPD、CPDS）の評価対象団体と推奨（目標）単位	85

用語の定義

- 総合評価落札方式 : 価格と品質（企業の技術力、技術者の技術力、信頼性社会性）を総合的に評価する入札方式。なお、品質には、工事目的物の品質のほか、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性も含む。
- 評価点 : 総合評価落札方式のタイプや工事種別等により定められた個々の評価項目において、入札参加者の技術力等に応じて与えられる得点を「評価点」という。加算点を算出するための点数である。
- 加算点 : 評価点の合計を換算した得点を“加算点”という。簡易型Ⅰの場合、評価点合計に加算点の最高点 30 点を乗じ、評価点の最高点数である 41 点（41 点が満点の場合）で除したもの（ $\text{評価点} \times 30 / 41$ ）、簡易型Ⅱは評価点 $\times 20 / 21$ （21 点が満点の場合）が加算点となる。なお、標準型については、評価点の合計を加算点とする。
- 標準点 : 競争に参加するための最低限の要求を満たしている場合に付与する基礎点を「標準点」（100 点）という。
- 技術評価点 : 工事目的物の性能等の評価点数であり、標準点（100 点）に加算点を加えた点を「技術評価点」（ $\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$ ）という。
- 評価値 : 総合評価落札方式で落札者を決定するための数値であり、技術評価点を入札価格で除した数値を「評価値」という。
- 基準評価値 : 標準点（100 点）を予定価格（消費税除き）で除した数値を「基準評価値」という。
- 技術提案等 : 総合評価落札方式の評価項目のうち、高度技術提案型と標準型で求める「技術提案」と、簡易型Ⅰで求める「簡易な施工計画」を総称して「技術提案等」という。
- 技術提案 : 技術的な工夫の余地が比較的大きい標準型において、発注者が示す標準案を実現する上で有効な施工上の工夫等を「技術提案」という。「工事目的物の性能、機能の向上」、「社会的要請への対応」及び「総合的なコスト縮減」から工事内容に応じて適宜設定する。
- 簡易な施工計画 : 技術的な工夫の余地がある簡易型Ⅰにおいて、発注者が示す標準案の施工の確実性を実現する施工計画を「簡易な施工計画」という。「品質管理」、「工程管理」、「安全管理」、「環境管理」及び「施工上の課題」の 5 項目のうち、工事の技術的特長を踏まえて 2 項目の施工計画を評価する。

施 工 の 信 頼 性	:	総合評価落札方式の評価項目のうち、工事成績や施工実績による企業能力、配置予定技術者の資格や施工経験等による技術者能力及び営業拠点や災害協定等による地域貢献等の3つの項目で構成される実績に係る評価を「施工の信頼性」という。
標 準 案	:	図面及び仕様書等の設計図書で、発注者が標準として示す施工方法等を「標準案」という。
評 価 項 目 の 確 認 形 式	:	評価項目の確認形式には、「事前確認型」と「事後確認型」がある。
事 前 確 認 型	:	総合評価に関する審査を入札前に全て行い、入札後は価格評価のみを行い落札者を決定することを「事前確認型」という。
事 後 確 認 型	:	総合評価に関する審査のうち、入札参加資格に係わる技術提案等の審査を入札前に行い、入札後に落札候補者のみに様式－４－１～様式－６の根拠書類により施工の信頼性に係る詳細な確認を行い、落札者を決定することを「事後確認型」という。
技 術 資 料	:	総合評価落札方式で、入札参加者から提出される評価項目に係る全ての資料（様式－１～様式－８及び様式－４－１～様式－６の根拠書類）を「技術資料」という。
入 札 価 格	:	本ガイドラインにおいては、入札参加者が入札時に提示する入札金額（税抜き）をいう。
知 的 財 産	:	本ガイドラインにおいては、企業等が保有する技術上のノウハウ等をいう。
工 業 所 有 権 等 の 排 他 的 権 利	:	本ガイドラインにおいては、特許権や意匠権等によって自社や関連会社以外の者を排斥する権利をいう。

1 総合評価落札方式の概要

1-1 背景、意義

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が平成 17 年 4 月 1 日に施行された。

品確法第 3 条では公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価落札方式の適用を掲げている。

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止、新技術の活用等による総合的なコスト縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力の競争を行うことで「モチベーション」の向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業の育成に寄与するほか、価格だけによらない競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待できる。

静岡県では、平成 15 年から同方式の試行を行い、「品確法」が制定された平成 17 年度からは毎年実施内容の改定を図っているところである。

この度、これまでの実施結果等の分析及び検証を踏まえ、本ガイドラインを改定し、本方式を効率的かつ円滑に実施できるようにするものである。

本ガイドラインが、静岡県における総合評価落札方式の理解と活用の促進につながり、経営と技術力に優れた企業の育成とともに、県民ニーズに適合したより価値の高いサービスの提供に寄与することを期待するものである。

1-2 主な改定内容とこれまでの経緯

令和7年度における主な改定内容は、以下のとおりである。

●実施方針等

➤原則実施額の変更

・制限付き一般競争入札に係る工事は、工事内容（総合評価落札方式適用工事一覧）により実施（緊急工事等は除く）

➤タイプ選定の変更

（1）高度技術提案型

予定価格5億円以上の工事

（2）標準型

予定価格5億円以上の工事

（3）簡易型Ⅰ

予定価格400万円超5億円未満の工事

別表 総合評価落札方式 適用工事一覧による

（4）簡易型Ⅱ

予定価格400万円超5億円未満の工事

別表 総合評価落札方式 適用工事一覧による

・簡易型Ⅲの削除（簡易型Ⅱと簡易型Ⅲ）を一本化

●評価項目・評価基準

➤簡易型Ⅱにおける「同種（類似）工事の施工実績」の評価項目を削除

➤優良工事等の表彰実績に「知事表彰」を追加

《参考》

過年度の実績件数（件）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
標 準 型	3	3	5	0	2	6	10	8	7	5	10	3
簡易型Ⅰ	—	—	6	74	53	132	198	116	100	85	61	76
簡易型Ⅱ	—	—	—	3	67	37	24	223	378	570	582	408
簡易型Ⅲ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3	3	11	77	122	175	232	347	485	660	653	487

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	備 考
標 準 型	5	4	4	5	3	3	3	5	7	1	H15, H16 は標準型のみ
簡易型Ⅰ	70	93	84	85	87	65	50	8	5	5	H17 より簡易型Ⅰを導入
簡易型Ⅱ	388	442	345	307	385	225	156	137	111	128	H18 より簡易型Ⅱを導入
簡易型Ⅲ	—	—	—	—	—	—	—	108	94	108	R4 より簡易型Ⅲを導入
合 計	463	539	433	397	475	293	209	258	217	242	

※ 契約に至った件数であり、審査案件数とは異なる。

過年度の主な改定

年	項目	改定・変更内容	備考
平成 15 年度	試行開始	土木部総合評価審査委員会設置（学識経験者 3 名）	
平成 17 年 11 月	GL 策定	総合評価活用ガイドライン策定	
平成 19 年 2 月	第 1 回 GL 改定	簡易型Ⅱを追加 技術加算点を引き上げ 「ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱い対象工事」を実施した企業に 1 点の加点を追加 ペナルティ付与方法の変更	
平成 19 年度		地方自治法施行令改正（学識経験者への意見聴取の緩和）	H20 から対応
平成 20 年度		設備案件の学識経験者を選出（学識経験者 14 名）	
平成 22 年度	実施方針	業務委託の総合評価方式を試行（当初 20 件⇒40 件試行）	
平成 22 年 4 月	第 2 回 GL 改定	農林部会を設置。（学識経験者 12 名：H19 当時）	平成 19 年度 から実施
		簡易型Ⅱの技術加算点の引き上げ 技術提案の履行確認を徹底（H20. 12～）	平成 20 年度 から実施
		簡易型Ⅰのヒアリングを原則実施から、発注者判断へ変更 企業の表彰実績対象を、「優良工事表彰」に加え、「安全表彰」、「地域貢献表彰」を追加 配置予定技術者の評価項目として、継続学習（CPD、CPDS）の実績を追加 配置予定技術者の優良技術者表彰の対象期間を「過去 2 年間」から「過去 5 年間」に延長 技術者資格の「同等の資格」の基準を明確化 落札結果の公表範囲を拡大（入札結果表に加え総合評価方式審査一覧表を追加し、技術加算点の内訳まで公表）	平成 21 年度 から実施
平成 23 年 4 月	第 3 回 GL 改定	農林部会を統合。（学識経験者 11 名） 原則実施価格を 5,000 万円以上に引き下げ 工事予定価格と工事難易度によりタイプを選定 入札価格が調査基準価格を下回った場合に、調査基準価格を評価算定上の入札価格として計算 標準型の技術提案の配点を 25～34 点の範囲に引き上げ 簡易型Ⅱの加算点を 20 点に引き上げ 簡易な施工計画の評価項目を 5 項目から 2 項目選択 評価項目の詳細な確認を入札後に落札候補者のみに行う 事後確認型を追加 継続教育（CPD、CPDS）の評価対象を年間推奨単位に設定している 13 団体に設定	
平成 23 年 11 月	評価基準を 変更	静岡県が取組む雇用対策の一環として、労働福祉の状況の評価項目において、障害者雇用に加え新規雇用についての評価を追加	
平成 24 年 4 月	第 4 回 GL 改定	10,000 千円以上 50,000 千円未満工事の実施割合を 3 割程度から 5 割程度に変更 災害協定に基づく活動実績に対しての配点を 1.0 点から 1.5 点に引き上げし、発注者が示す範囲での活動には 0.5 点を加算 「道路小規模修繕」・「舗装道路補修」・「雪氷対策」業務委託の受注実績を評価項目に追加（1.0 点） 雇用実績として、「新卒者雇用」の評価項目を追加（1.0 点） 障害者雇用企業登録名簿への登録がある業者への配点を 1.0 点から 0.5 点に変更 次世代育成支援企業認証制度による認証企業への評価項目を追加（0.5 点） 標準型の技術提案の配点の上限を 34 点から 33 点に変更	

平成 25 年 4 月	第 5 回 GL 改定	10,000 千円以上 50,000 千円未満工事の実施割合を 5 割程度から 5 割以上に変更 簡易型 I の技術提案数限定タイプを追加 「登録基幹技能者」を選択評価項目に追加 (1.0 点) 「道路小規模修繕」等業務委託の受注実績の評価対象業務の拡大 評価基準に係る基準日の固定化 標準型の技術提案の配点の上限を 33 点から 32 点に変更	
平成 26 年 6 月	第 6 回 GL 改定	30,000 千円以上原則実施 自社工場における製作に、「自社工場における製作」と「静岡県内の自社工場における製作」の選択制に変更 地域貢献活動の評価対象活動に「一社一村しずおか運動の活動実績」を追加 災害協定、建設機械、事業継続計画の評価対象に「建設機械の所有」、「災害時の事業継続計画」を追加 ペナルティの対象に、技術資料の詳細確認・審査時に履行が確認できない項目全てを対象に変更 工事成績評定点の減点方法：達成度合いに応じた減点から不履行の項目ごとに 5 点減点に変更 CPD の評価対象団体に「土質・地質技術者生涯学習協議会」を追加	
平成 27 年 6 月	第 7 回 GL 改定	工事成績評定点の平均点：建設事務総合システムに登録された過去 3 か年度の 500 万円以上の平均点に変更 新卒者の評価対象として、「静岡県立浜松・清水・沼津技術専門校」（普通職業訓練普通課程の卒業に限る）を追加障害者雇用及び静岡県次世代育成認定企業の評価期間前年度末（平成 27 年 3 月 31 日）での実績に変更 災害協定の中に「家畜伝染病発生時の緊急家畜処分業務」に関する協定を追加	※事前審査登録制度導入
平成 28 年 6 月	第 8 回 GL 改定	施工経験の有無：現場代理人としての経験を評価項目に追加 建設機械：対象機種に移動式クレーン、大型ダンプ車、モータグレーダを追加 地域貢献活動：企業としての自発的活動と協会等の活動を活動実績ありに統合 業務委託の受注実績：「河川小規模修繕業務委託」を評価項目に追加	
平成 29 年 6 月	第 9 回 GL 改定	適用除外：適用除外項目の表現に補足説明を追加 入札スケジュール：ガイドラインに入札の標準スケジュールを追加 工事成績評定点評価：建設工事成績評定要領の改訂に合わせ、平成 28 年度対象工事を当初契約金額に変更 優良工事等の表彰実績：表彰対象部局の明確化 道路小規模修繕等業務委託の受注実績：債務負担契約制度の導入に合わせ、対象の実績を過去 2 か年度に完了したものに变更	
平成 30 年 6 月	第 10 回 GL 改定	ICT 活用工事の実績評価を追加 災害対応に関する実動訓練の実績評価を追加 美化・環境保全活動の配点変更 (1.0→0.5 点)	
令和元年 6 月	第 11 回 GL 改定	・技術提案資料提出期限の標準日数を延長 ・配置予定技術者資格における、監理（主任）技術者になりうる資格として「電気通信工事施工管理技士」、主任技術者になりうる資格として「登録基幹技能者」を一部追加 ・「道路小規模修繕」等業務委託受注実績の評価対象に「砂防関係小規模修繕業務委託」を追加	

令和2年6月	第12回 GL改定	●「働き方改革」の推進に伴う評価項目を追加 ➢ 週休2日推進工事の施工実績を評価項目に追加 ➢ 建設キャリアアップシステムの登録実績を評価項目に追加 ➢ 静岡県ICT普及啓発活動の実績を評価項目に追加 ●「働き方改革」の推進に伴い選択基準を変更 ➢ 登録基幹技能者の配置に伴う選択基準を変更 ➢ ICT活用工事の施工実績を設定できる発注業種を追加 ●点検・維持管理等業務委託の受注実績へ評価項目を拡大 ➢ 点検・維持管理等業務委託の受注実績を評価する期間を延長 ●優良業務委託表彰の表彰実績を評価項目に追加	
令和3年6月	第13回 GL改定	●実施方針等 ➢ オーバースペックの程度が不明瞭であるため、基本的な考え方をガイドラインへ追加 ●評価項目・評価基準 【企業の施工能力の評価項目】 ●静岡県ICT普及啓発活動実績の評価方法の変更 ➢ 「ICT活用工事の施工実績」から分離評価するとともに、必須選択項目に変更 【配置予定技術者の能力】 ●建設業法施行令の改正に伴う評価基準の変更 ➢ 同種・類似工事の施工経験に監理技術者補佐の評価を追加 ➢ 特殊な工事における施工経験に監理技術者補佐の評価を追加 ●「新型コロナウイルス感染症拡大」に伴う評価基準の変更 ➢ 継続教育（CPD、CPDS）の取組状況の評価期間を延長（過去3か年度） 【企業の地域貢献度等の評価項目】 ●有事の際の備えの評価基準を拡大 ➢ 中部地方整備局「災害時の基礎的事業継続力」認定企業を評価 ●「新型コロナウイルス感染症拡大」に伴う評価基準の変更 ➢ 災害対応に関する実動訓練の活動実績の評価期間を延長（過去2か年度）	
令和4年6月	第14回 GL改定	●実施方針等 ➢ 原則実施額の変更 ・ 予定価格が5千万円以上の工事は、原則、総合評価落札方式による実施（緊急工事等は除く） ・ 5千万円未満の工事は、技術的な工夫の余地のあるものや入札金額に差がつき難いもの等を総合評価落札方式での実施 ➢ タイプ選定の変更及び簡易型Ⅲ新設 (1) 高度技術提案型 予定価格5億円以上の工事 (2) 標準型 予定価格5億円以上の工事 (3) 簡易型Ⅰ 予定価格5,000万円以上5億円未満の工事 (4) 簡易型Ⅱ 予定価格5,000万円以上5億円未満の工事で工事難易度Ⅲ～Ⅵ (5) 簡易型Ⅲ 予定価格5,000万円以上5億円未満の工事で工事難易度Ⅰ、Ⅱ ➢ ペナルティの設定の追記 ・ 建設キャリアアップシステムの活用申請の確認方法及び	

		ペナルティの設定への追加記載 ➤ 定型文を使用している簡易型については、建設技術監理センターへの実施箇所調書の提出は不要 ➤ 標準型及び定型文を使用していない簡易型については、審査委員会での意見聴取を実施 ● 評価項目・評価基準 ➤ 類似工事の施工実績の設定条件変更 ・ 類似工事については選択項目とし、特殊な工事等で同種による評価が困難と想定される場合に設定するものとする ➤ 週休 2 日推進工事の施工実績の評価期間及び評価基準を変更 ➤ 建設キャリアアップシステムの活用申請を評価項目に追加 ➤ 継続教育（CPD、CPDS）の取得状況の評価期間を延長 ➤ 災害対応に関する実働訓練の活動実績の評価期間を延長 ➤ 施工の信頼性の配点小計の変更	
令和 5 年 6 月	第 15 回 GL 改定	● 評価項目・評価基準 【企業の施工能力】 ➤ 優良工事等の表彰対象に「働き方改革工事」を追加 ➤ 建設キャリアアップシステムの「事業者登録」を除外 【配置予定技術者の能力】 ➤ 継続教育（CPD、CPDS）の取得状況の評価期間を短縮 【企業の地域貢献度等】 ➤ 建設機械の所有の対象機械を変更 ➤ 地域貢献活動に「協働活動の支援実績」を追加 ➤ 災害対応に関する実働訓練の評価期間を短縮 ・ 評価対象期間を表中内に追加	
令和 6 年 6 月	第 16 回 GL 改定	● 評価項目・評価基準 【企業の施工能力】 ➤ ICT 活用工事の施工実績に「3 次元データ納品工事」を追加 ● 入札スケジュール ➤ 標準型の技術提案資料提出期限の延長	

1-3 適用

本ガイドラインは、交通基盤部（農林事務所における交通基盤部河川砂防局関係を含む）が所管し、令和 7 年 6 月 1 日以降に公告する建設工事を対象とする。ただし、営繕関係及び公営住宅関係で交通基盤部に再配当又は令達された予算に係る工事を除く。

また、交通基盤部が所管する建設工事のうち、営繕関係及び公営住宅関係部署に工事依頼書を提出した工事については、営繕関係の総合評価活用ガイドラインを適用する。

1－4 総合評価落札方式の実施方針

総合評価落札方式を適用する工事は、制限付き一般競争入札に係る工事について**工事内容により判断するものとする**。総合評価落札方式を適用する工事とそのタイプ選定については、**1－6 総合評価落札方式のタイプ選定**の「別表 総合評価落札方式 適用工事一覧」を目安とし、工事規模や難易度を総合的に勘案し、執行機関の長の判断により決定するものとする。ただし、舗装の性能規定発注等の総合評価落札方式により難しい工事又は**1－6 総合評価落札方式のタイプ選定**のうち**（５）適用除外**に該当する場合は除く。

1-5 総合評価落札方式のタイプ

総合評価落札方式のタイプは、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、以下の高度技術提案型、標準型、簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱのタイプに区分する。

表 1 タイプ別の評価項目

小項目	評価項目※1	技術提案評価型			施工能力評価型
		高度技術提案型	標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
技術提案等	技術提案	△※2	○	—	—
	簡易な施工計画	—	—	○	—
施工の信頼性 (施工実績等)	企業の施工能力	△※2	○	○	○
	配置予定技術者の能力	△※2	○	○	○
	企業の地域貢献度等	△※2	○	○	○

※1 評価項目の詳細な設定は、3 評価項目と配点等を参照

※2 高度技術提案型は、個別に評価項目を設定

【高度技術提案型】

構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。

★高度技術提案型のポイント

高度技術提案型は、構造形式や工法が複数存在するため、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合であり、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求める場合に適用する。

また、発注者が詳細（実施）設計は実施するが、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待できる場合についても適用するものである。

【標準型】

技術的な工夫の余地が比較的大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現する上で有効な、施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する工事に適用するものであり、例えば品質確保、安全管理、交通・環境への影響等の観点から技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。

★標準型のポイント

標準型は、発注者が詳細（実施）設計を実施し、工事目的物自体の変更についての提案は求めず、施工上の工夫等の技術提案を求める際に適用する。

【簡易型Ⅰ】

技術的な工夫の余地がある工事において、施工の確実性を確保することが重要であるため、簡易型Ⅱで求める技術資料（工事成績等）の内容に加え、簡易な施工計画の提出を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。

【簡易型Ⅱ】

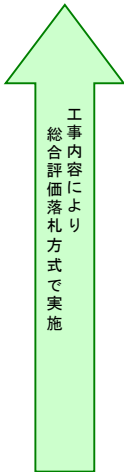
技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保することが重要であるため、企業や配置予定技術者の資格、工事成績等に基づく技術力と価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。

1-6 総合評価落札方式のタイプ選定

総合評価落札方式のタイプ選定は、別表 総合評価落札方式 適用工事一覧のとおり区分することとする。ただし、施工上の技術的課題の難易度、技術的工夫の大小に応じ別タイプを適用することができる。

＜上位タイプへの適用例＞

- ・ 技術提案を求めたくても、工事費が小額であるもの
- ・ 単純な工種で構成されているが、工事規模が大きいために技術提案を求めたいもの
- ・ 工事難易度が低いが技術的な工夫の余地が比較的大きい工事

 工事内容により 総合評価落札方式で実施	予定価格 (税込み) (千円) 500,000	標準型（高度技術提案型） ※機械設備更新工事など、技術的工夫の余地の少ない工事は適用除外
	4,000	別表 総合評価落札方式 適用工事一覧による

※下水道施設等の機械設備更新工事など、技術的工夫の余地の小さい工事は適用除外とする。

図 1 総合評価落札方式のタイプ選定表

- (1) 高度技術提案型：予定価格 5 億円以上の工事
- (2) 標準型：予定価格 5 億円以上の工事
- (3) 簡易型 I：予定価格 400 万円超 5 億円未満の工事
別表 総合評価落札方式 適用工事一覧による
- (4) 簡易型 II：予定価格 400 万円超 5 億円未満の工事
別表 総合評価落札方式 適用工事一覧による

(別表 総合評価落札方式 適用工事一覧)

総合評価落札方式 適用工事一覧(5億円未満の工事)

制限付一般競争入札を適用する工事のうち、下表一覧の工事内容について、当該工事の規模や難易度等を総合的に勘案し、総合評価落札方式を採用するものとする。

※難易度については、工事技術的難易度評定の「小項目別評価運用基準表【抜粋】」を参考とする。

～～～凡例～～～

●……原則適用

適用可…高度な技術力を要する工事については、上位タイプを適用するものとする

△……原則適用となっている工事内容において、工夫の余地が比較的小さい工事の場合には、下位タイプを適用することが可能

事業内容	工事内容	総合評価方式のタイプ		
		簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	標準型
共通項目	社会的条件・マネジメント特性など			
	地下埋設物等が作業に著しい障害を与えることが予想される工事	●	適用可	適用可
	鉄道営業線が近接する工事	△	●	適用可
	騒音及び振動等が環境基準値を超える可能性がある工事	△	●	適用可
	軟弱地盤対策が必要となる工事	△	●	適用可
	水質汚濁防止法の対応が求められる工事	△	●	適用可
	工事区域内または近傍に貴重種等の存在が確認できている工事	△	●	適用可
構造物条件・技術特性	工事技術的難易度評定の小項目別評価運用基準表【抜粋】に記載された構造物条件および技術特性において評価Aに該当する構造物を建設する工事(別冊参照)	△	●	適用可
	工事技術的難易度評定の小項目別評価運用基準表【抜粋】に記載された構造物条件および技術特性において評価Bに該当する構造物を建設する工事(別冊参照)	●	適用可	適用可
各工事に おける 作業 条件	河川工事	△	●	適用可
	海岸工事	●	適用可	適用可
	砂防・急傾斜・地すべり工事	△	●	適用可
	道路工事	●	適用可	適用可
	港湾・漁港工事(港湾海岸・漁港海岸工事を含む)	●	適用可	適用可
		●	適用可	適用可
	下水道工事	●	適用可	適用可
	農業農村整備工事	△	●	適用可
設備工事	据付作業に、空間や時間の制約を伴う工事	●	適用可	適用可

※災害復旧事業についても適用とするが、応急対策など緊急性を要する箇所は「適用除外」とする。

※本一覧については、総合評価落札方式の実施状況により適宜、見直しを図るものとする。

(5) 適用除外

(1) から (4) に該当する工事であっても、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合は、総合評価落札方式を適用しない。

(ア) 緊急工事等の特別な理由がある場合

緊急工事の例として、

- a. 災害復旧工事のうち、早期の契約と現場着手が求められる場合
- b. 工夫の余地が少ない修繕工事等のうち、早期の契約と現場着手が求められる場合

(イ) 発注時期に制限があり、総合評価落札方式を適用することにより、工事施工に必要な期間の確保が困難な工事

(ウ) 総合評価審査委員会において、総合評価落札方式を適用することが不適当と認められた工事

(エ) 下水道施設等の機械設備更新工事など、技術的工夫の余地の小さい工事（標準型（高度技術提案型）から適用除外）

(6) 構造物条件・技術特性（総合評価落札方式 適用工事一覧）

「別表 総合評価落札方式 適用工事一覧」における共通項目の「構造物条件・技術特性」については、別冊の「小項目別評価運用基準表」を参考に選定するものとする。

1-7 総合評価落札方式による落札候補者の決定

総合評価落札方式による落札候補者は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものの中から選定される。

- ・ 入札価格が予定価格の範囲内の価格のもの
- ・ 入札参加者が、公告に定めた必要な要件を満たし、無効でないもの
- ・ 入札公告で定めた技術提案書等の資料を提出したもの
- ・ 技術提案及び簡易な施工計画における提案内容が適正標準案以上と認められるもの
- ・ 入札価格が「静岡県低入札価格調査制度実施要領」に定める「調査基準価格入札書比較価格（消費税抜き）」を下回る場合、「静岡県低入札価格調査制度実施要領」に定める契約しない場合の判断基準に該当しないもの

これらを満足するもののうち、1-8 評価値の算出方法で算出された評価値が最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は、県では、Value for money の考え方にに基づき、技術提案等による工事品質の一層の向上を図る観点から、価格当たりの工事品質を表す指標となる除算方式を採用する。

1-8 評価値の算出方法

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \{(\text{技術評価点}) / (\text{入札価格})\} \times 1,000 \\ &= \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格})\} \times 1,000\end{aligned}$$

- * 評価値は、小数点以下4位止め（5位を四捨五入）とするが、同位の者がある場合は、評価に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。
- * 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。
- * 技術評価点及び加算点は、小数点以下2位止め（3位を四捨五入）とする。
- * 評価値の計算において、入札価格は千円単位とする。（1,000円未満の数値は小数点以下で扱う）
- * 評価値の計算において、1,000は、評価値を比較するため、便宜上乗じている。
- * 加算点は、入札参加者が獲得した評価点の合計を換算した数値。（簡易型Ⅰの加算点は、評価点の合計×30/41（評価点の満点が41点の場合）で算出される。ただし、標準型は、換算せずに評価点の合計を加算点とする。）
- * 入札価格が、「調査基準価格入札書比較価格」を下回った場合は、「調査基準価格入札書比較価格」を評価算定上の入札価格として算出する。

① 入札価格 ≥ 調査基準価格の税抜き金額の場合

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \{(\text{技術評価点}) / (\text{入札価格})\} \times 1,000 \\ &= \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格})\} \times 1,000\end{aligned}$$

② 入札価格 < 調査基準価格の税抜き金額の場合

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \{(\text{技術評価点}) / (\text{調査基準価格入札書比較価格})\} \times 1,000 \\ &= \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{調査基準価格入札書比較価格})\} \times 1,000\end{aligned}$$

評価値の算出過程における価格評価のイメージを図2 価格評価のイメージに示す。

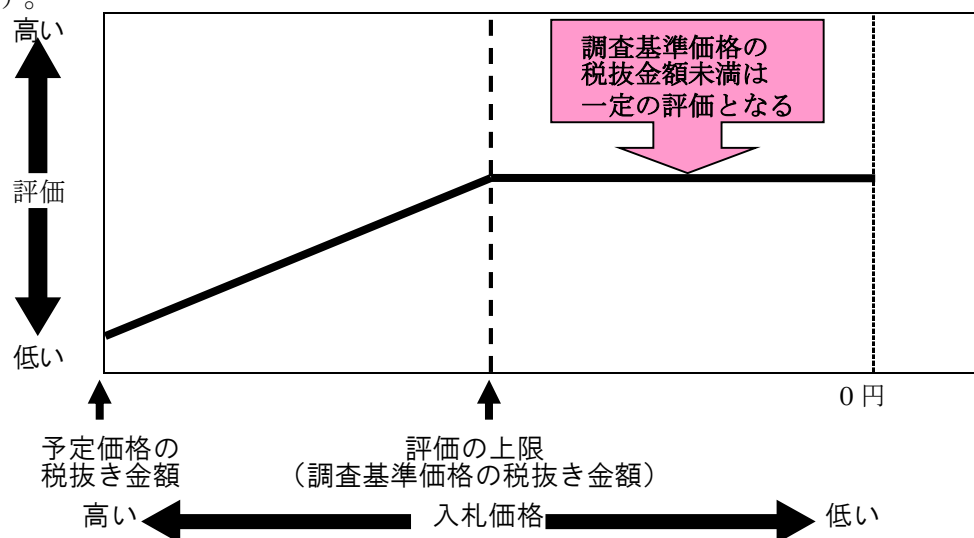
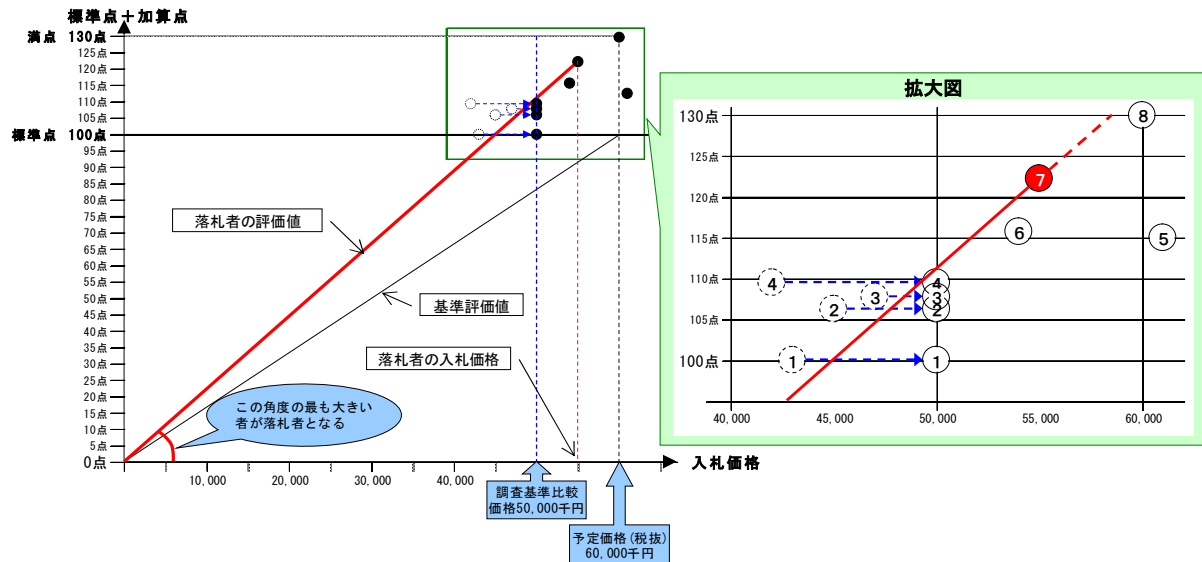


図2 価格評価のイメージ

- ・ 入札価格が高い（グラフの左方向）と評価が低く、入札価格が低い（グラフの右方向）と評価が高くなる。
- ・ 入札価格が低くなるほど評価は上がるが、入札価格が「調査基準価格入札書比較価格」未満となった場合は、「調査基準価格入札書比較価格」により評価値を算出する。

(参考) 総合評価の事例 (簡易型 I の例)

① 総合評価の仕組み



$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}\} \times 1,000$$

標準点 : 発注者が設定した最低限の要件 (標準案) を満たした場合に付与される点数

予定価格 : 発注者が設定した工事費

加算点 : 評価項目に応じて付与された評価点をタイプごと設定した点に換算した点数

② 落札候補者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

ア 入札参加資格を満たすこと

イ 入札価格 ≤ 予定価格 入札価格が予定価格制限の範囲であること

ウ 評価値 ≥ 基準評価値 評価値が基準評価値を下回らないこと

$$\text{基準評価値} = \{ \text{標準点 (100 点)} / \text{予定価格 (消費税除き)} \} \times 1,000$$

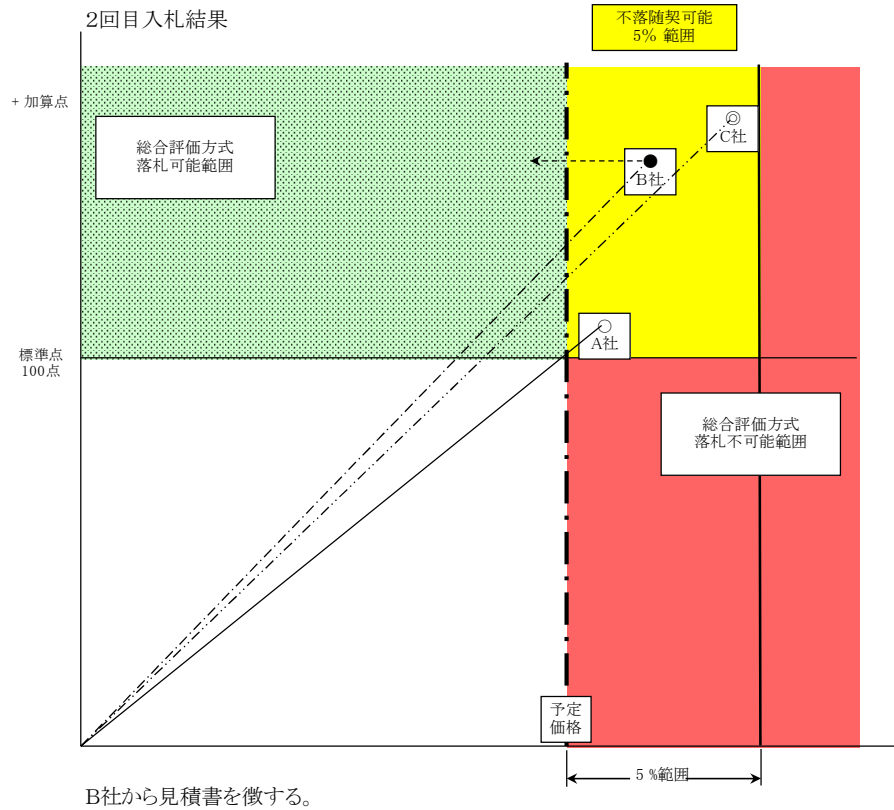
※条件を満たした者のうち、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定する。(注1)

調査基準価格					入札書比較価格		60,000 千円			
54,000 千円					調査基準比較価格		50,000 千円			
入札者	評価 得点 (A)	最大 得点 (B)	加算点 の最大 (C)	加算点 (D=A×C/B) 小数点以下3位 四捨五入	標準点 (E)	標準点 ＋ 加算点 (F=D+E)	入札価格 (G)：千円	評価に 用いる 価格 (H)：千円	評価値 (F/H)×1000 小数点以下5位 四捨五入	評価 順位
①	0	38	30	0.00	100	100.00	43,000	50,000	2.0000	7
②	8	38	30	6.32	100	106.32	45,000	50,000	2.1264	6
③	10	38	30	7.89	100	107.89	47,000	50,000	2.1578	4
④	12	38	30	9.47	100	109.47	42,000	50,000	2.1894	2
⑤	19	38	30	15.00	100	115.00	61,000	←	—	予定価格オーバー
⑥	20	38	30	15.79	100	115.79	54,000	←	2.1443	5
⑦	28	38	30	22.11	100	122.11	55,000	←	2.2202	1
⑧	38	38	30	30.00	100	130.00	60,000	←	2.1667	3

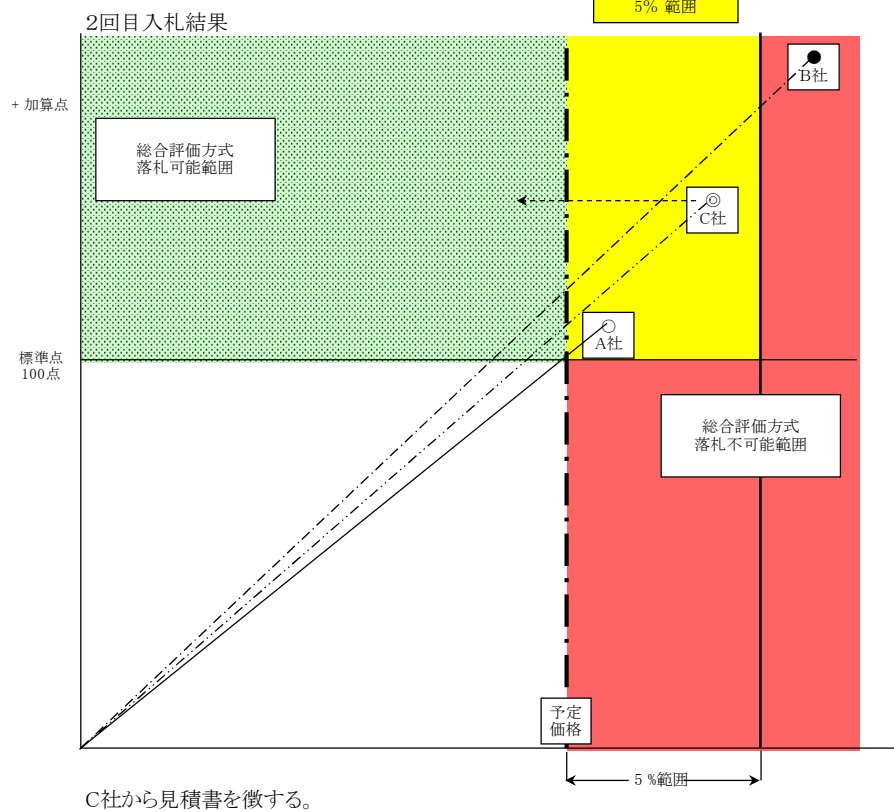
(注1) ここでの「評価値の最も高い者が2者以上ある場合」とは、各計算過程で小数点以下の位調整を行っていない状態で、評価が完全に一致する者がいた場合。

(参考) 総合評価落札方式における不落随契移行の取扱い(「5%以下」のイメージ図)

パターン1



パターン2



2 実施手順

2-1 各タイプにおける基本的な手順

総合評価落札方式を実施する場合、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるときは学識経験者への意見聴取を行う。その際に併せて、同法施行令第167条の10の2第5項に基づき、落札者決定時に改めて意見聴取の必要があるかを聴き、必要な場合は当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

また、「静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式（工事）実施要領」に基づき、総合評価落札方式で発注する工事の実施手順については、当ガイドラインによるものとする。

総合評価の基本的な実施手順について、**図3 総合評価落札方式における基本的な手順**を示す。

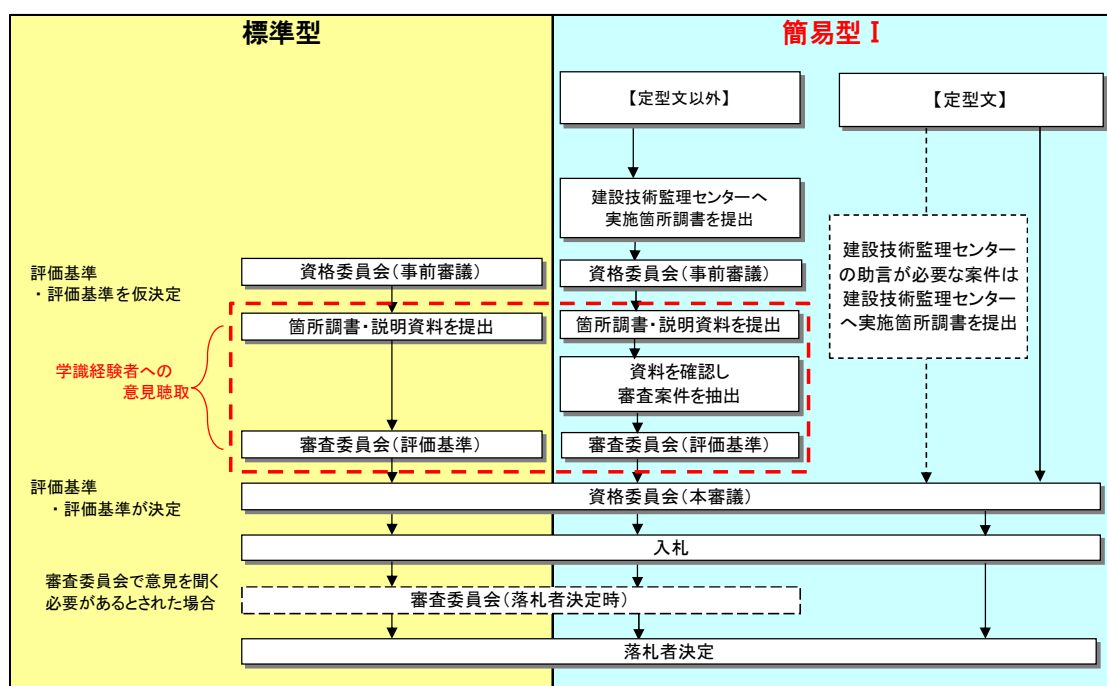


図3 総合評価落札方式における基本的な手順

詳細な実施手順については、2-4 総合評価落札方式の手順に示す。

2-2 定型文

評価項目の予定技術者の経験及び能力における同種・類似業務の設定の一部において、過去に学識経験者へ意見聴取した設定内容を定型文として事前に定め、これを活用した簡易型Ⅰの案件については、総合評価審査委員会での意見聴取の対象外とする。

定型文を使用していない案件及び標準型については、同種・類似業務の設定内容について、総合評価審査委員会での意見聴取の対象とする。なお、総合評価審査委員会での意見聴取案件については、資格委員会（事前審議）の2か月前までに建設技術監理センターへ案件を報告すること。

2-3 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の適用により、技術提案の審査・評価を行うにあたっては、発注者の忖意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

このため、総合評価落札方式の実施にあたり、地方自治法施行令及び施行規則の規定により、次の場合についてあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) (1)の意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするとき

意見聴取にあたっては、複数の学識経験者と行政委員（県職員）で構成する「静岡県交通基盤部土木関係総合評価審査委員会*1」により意見聴取を行うものとする。

なお、審査委員会においては、総合評価落札方式の実施方針及び高度技術提案型、標準型、定型文を使用していない案件、必須評価項目の変更を行う案件の審査等を行う。

*1 静岡県交通基盤部土木関係総合評価審査委員会設置要領により、審査委員会は学識経験者と行政委員で構成する。

2-4 事前確認型と事後確認型

総合評価落札方式の簡易型を実施する場合、簡易な施工計画を除く実績等の詳細な確認について、入札後に行う事後確認型を採用できるものとする。

簡易型Ⅰは、簡易な施工計画で求める提案が標準案を満たすことが入札に参加できる条件であるため、簡易な施工計画に係る審査は入札前に行い、実績等に係る評価項目のみ入札後に審査を行う。

(1) 事前確認型

入札前に全ての技術資料（様式及び根拠書類）の提出を求め、評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を、事前確認型とする。

(2) 事後確認型

入札前に、様式及び技術資料※の提出を求めて暫定の評価値を算出し、入札後、落札候補者のみに対し根拠書類の提出を求めて評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を、事後確認型とする。

（※簡易な施工計画で作成する様式－3－1～5に添付する図面等は提出する。）

表 2 タイプ別の評価項目と事後確認型採用の可否

小項目	評価項目	技術提案評価型			施工能力評価型
		高度技術提案型	標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
技術提案等	技術提案	△※2	○	－	－
	簡易な施工計画	－	－	○	－
施工の信頼性 （施工実績等）	企業の施工能力	△※2	○	○	○
	配置予定技術者の能力	△※2	○	○	○
	企業の地域貢献度等	△※2	○	○	○
事後確認型の採用		不可	不可	可※1	可

・評価項目の詳細な設定は、3 評価項目と配点等を参照

※1 簡易型Ⅰの「簡易な施工計画」に関する評価は、入札参加資格の有無に関わるので入札前に審査を行う。

※2 高度技術提案型は、個別に評価項目を設定する。

(3) 事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）

事前確認型と事後確認型の基本的な手順について、図4 事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）に示す。

詳細な実施手順については、2－4 総合評価落札方式の手順（簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ）に示す。

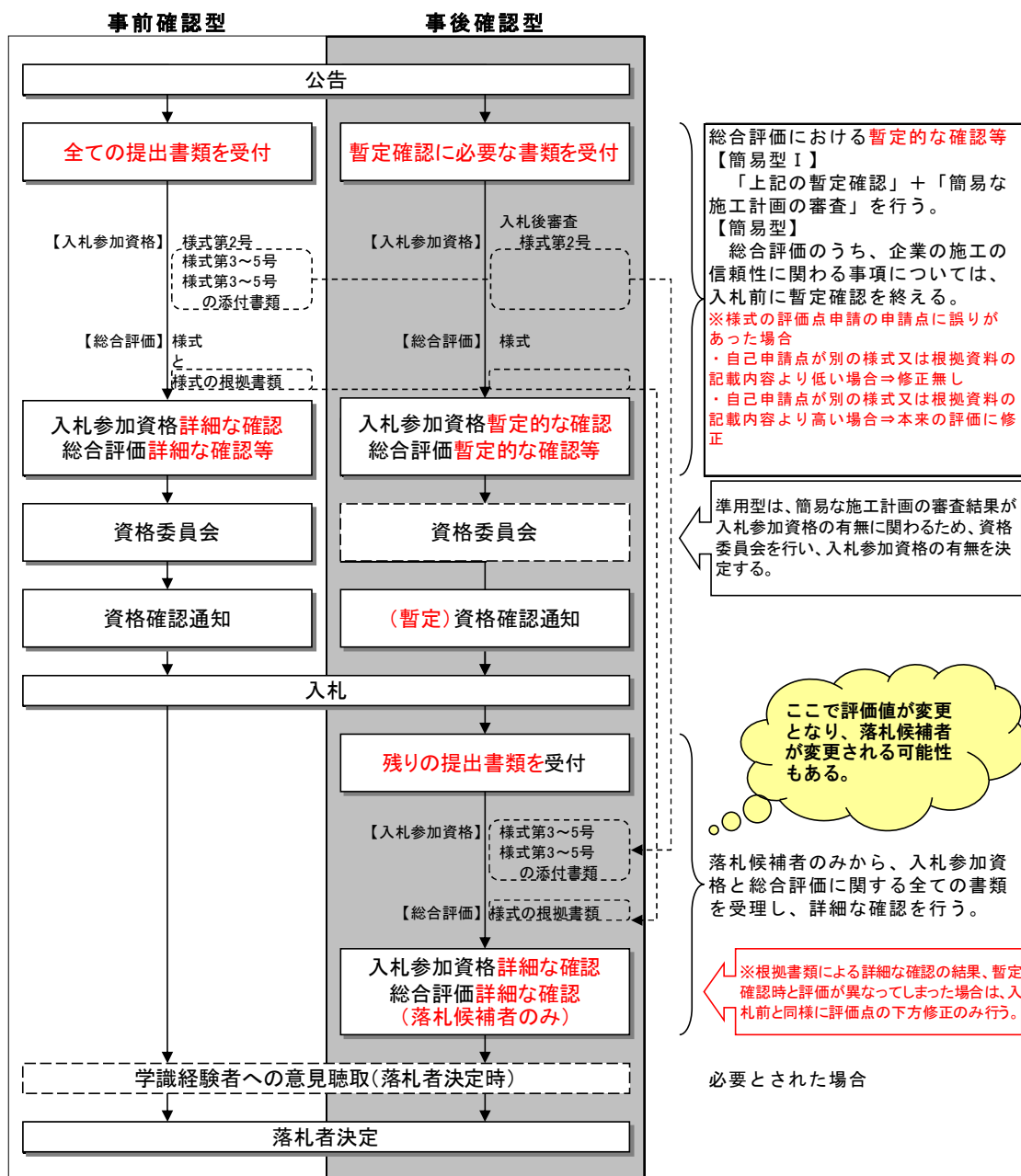


図4 事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）

2-5 総合評価落札方式の手順

総合評価落札方式では、根拠書類をもって行う「評価項目」の詳細な確認時期により、それぞれ異なる手順がある。

入札参加資格については、入札参加者全ての詳細な確認を入札前に行う「入札前審査」と落札候補者のみを対象として入札後に行う「入札後審査」がある。

ただし、標準型の評価項目の詳細な確認は、入札前に行う事前確認のみ。

「事前確認型」は、入札前の詳細確認を、入札参加者全てに対して行うため事務量が大きな負担となってしまうが、低入札でなければ、おおむね入札日に落札者が確定する。

一方、「事後確認型」は、入札後に落札候補者のみを対象として詳細確認を行うため、事務量は軽減されるが、詳細確認により落札候補者でないとされた場合は次順位者に対して同様の詳細確認を行う可能性がある。

標準型及び簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱにおける「事前確認型」及び「事後確認型」と、入札参加資格の確認時期による手順と組み合わせた例として、

図 5 【定型文以外】標準型及び【定型文以外】簡易型Ⅰ 入札前審査型（参加資格確認）事前確認型（総合評価）

図 6 【定型文以外】簡易型Ⅰ 入札後審査型（参加資格確認）事後確認型（総合評価）

図 7 【定型文】簡易型Ⅰ及び簡易型Ⅱ 入札後審査型（参加資格確認）事後確認型（総合評価）

を次頁以降に示す。

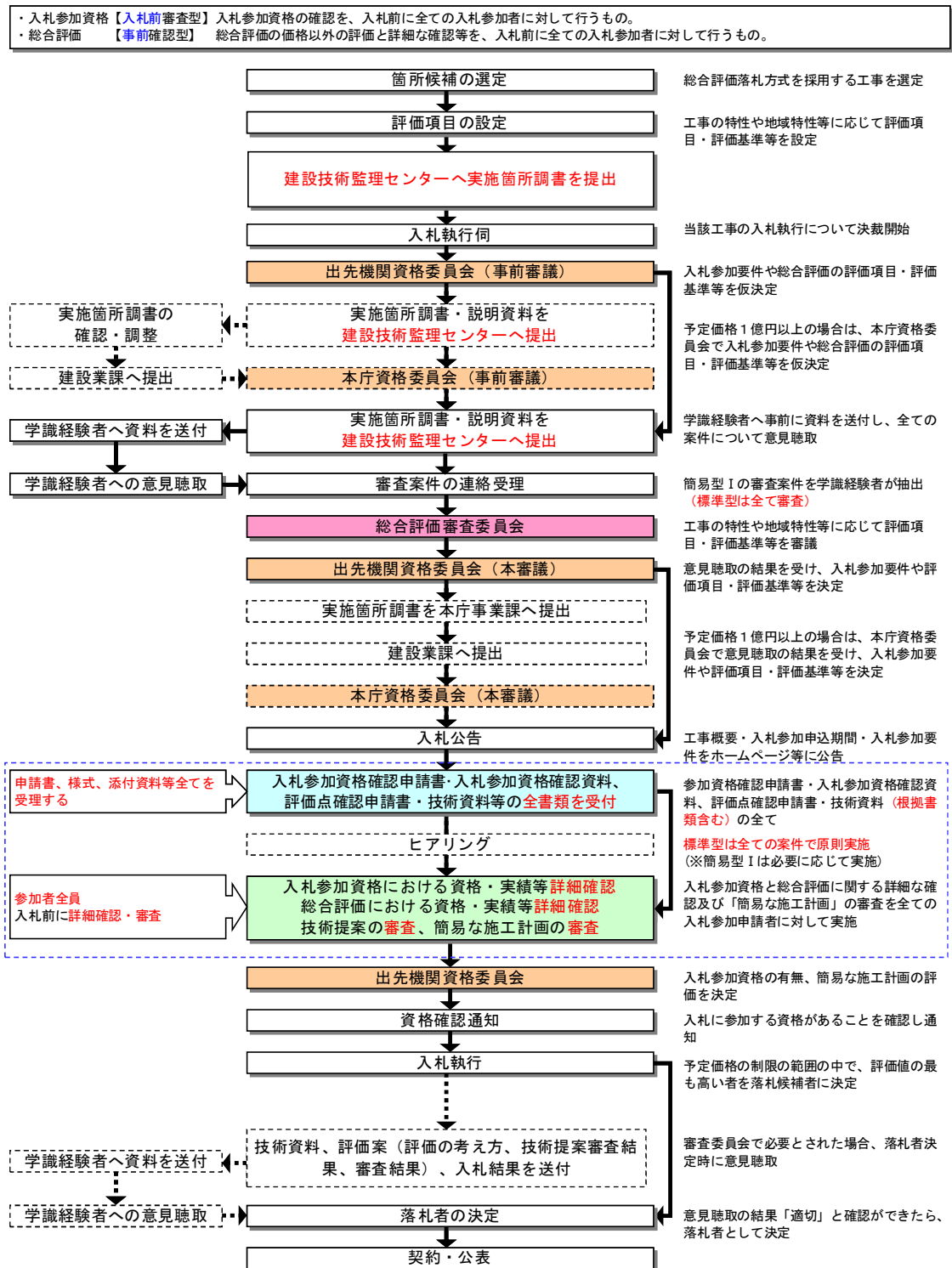


図 5 【定型文以外】標準型及び【定型文以外】簡易型Ⅰ
 入札前審査型（参加資格確認）事前確認型（総合評価）

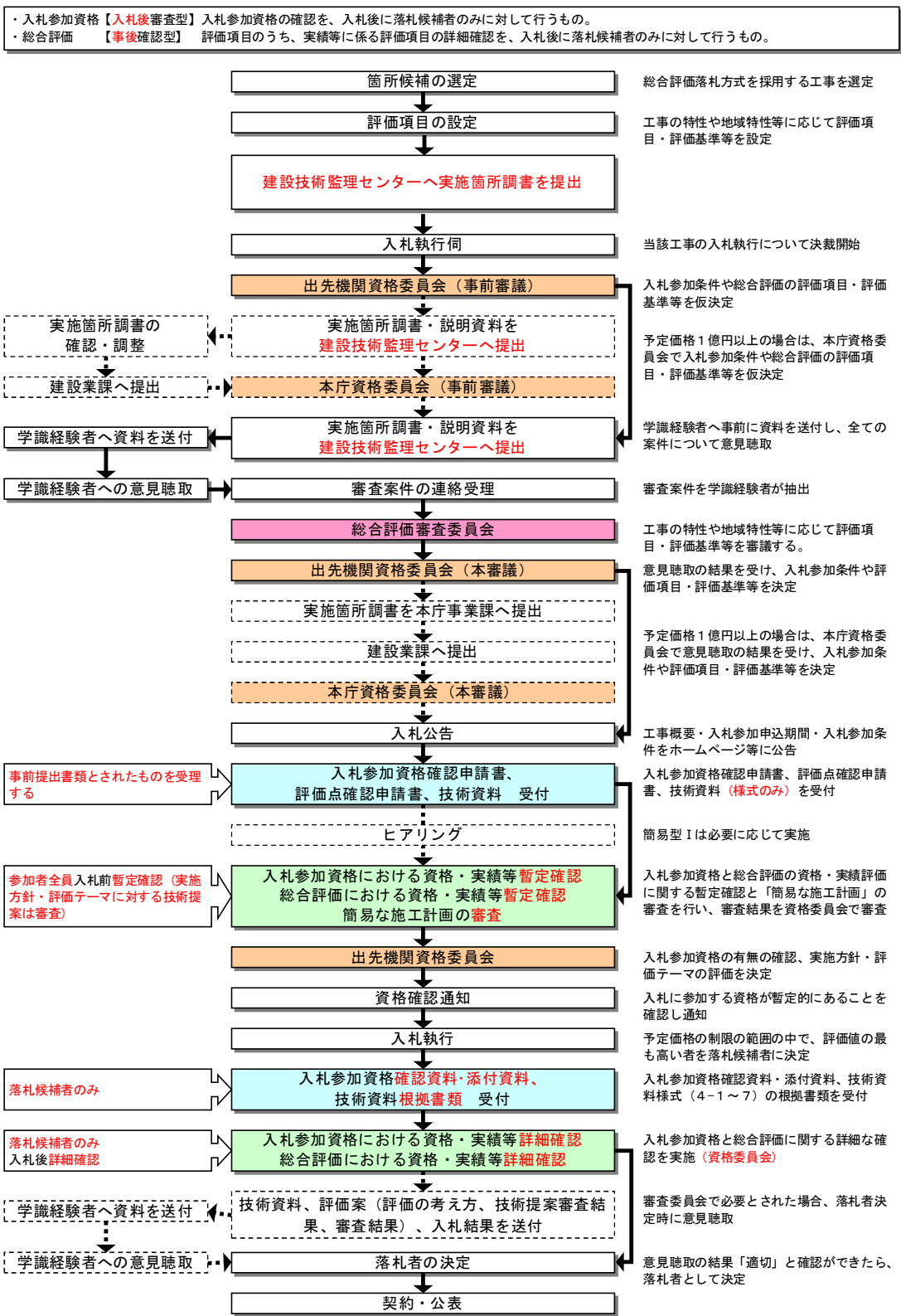


図 6 【定型文以外】簡易型Ⅰ
 入札後審査型（参加資格確認） 事後確認型（総合評価）

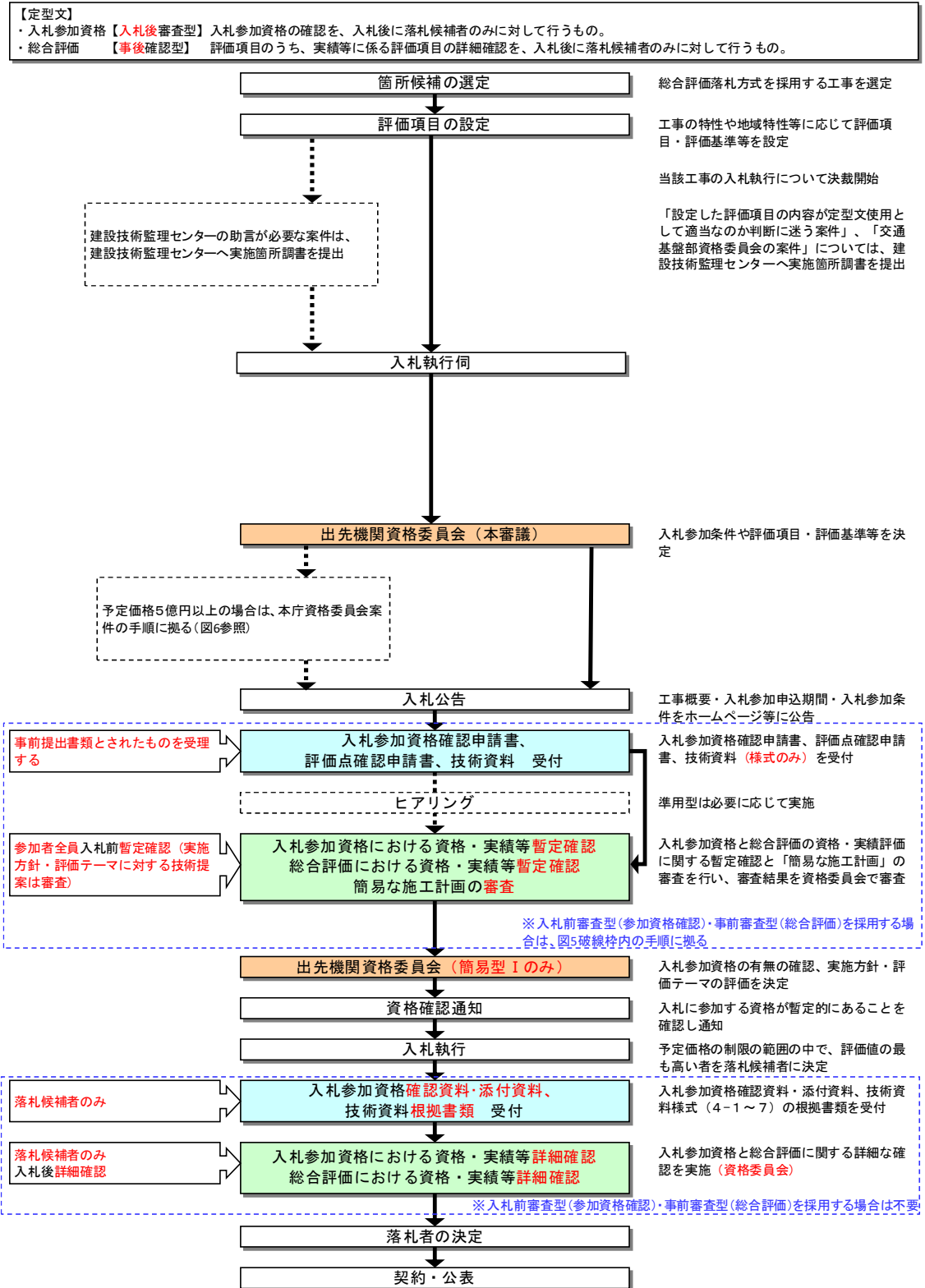


図 7 【定型文】簡易型Ⅰ及び簡易型Ⅱ
 入札後審査型（参加資格確認） 事後確認型（総合評価）

2-6 総合評価落札方式の入札スケジュール

入札の標準スケジュールを参考として掲載する。

なお、工事内容に応じて技術提案等を求める期間を標準日数より長く確保することも可能とする。

表 3 標準型の入札スケジュール（入札前審査型）

総合評価(工事)「標準型」のスケジュール（入札前審査型）

合計日数	日数内訳1	日数内訳2	項目
1			入札公告
2	1		
3	2		
4	3		
5	4		
6	5		【入札参加資格申請書、技術資料等の提出】
7	6		公告の日の翌日から25日間（休日含む）
8	7		* 工事内容に応じ、期間を延長等変更可能
9	8		* 25日間はセンターが提唱する標準日数
10	9		
11	10		
12	11		
13	12		
14	13		
15	14		
16	15		
17	16		
18	17		
19	18		
20	19		
21	20		
22	21		
23	22		
24	23		
25	24		
26	25		↓ 入札参加資格確認申請書、技術資料等締切
27	1		
28	2		【資格確認通知】
29	3		申請書等の提出期限日の翌日から14日以内（休日を含む）
30	4		※短縮可能
31	5		
32	6		
33	7		
34	8		
35	9		
36	10		
37	11		
38	12		
39	13		↓ 資格委員会（又は決裁）
40	14		資格確認通知
41	1		設計図書質問書提出期限
42	2	1	
43	3	2	入札参加資格説明要求期限（休日除く3日）
44	1	3	
45	2	4	
46	3	5	設計図書質問書回答期限
47	4	1	提出期限の翌日から5日以内 ※短縮可能
48	5	2	設計図書等の質問に対する回答書縦覧（休日除く3日）、説明要求回答期限。
49	1	3	（電子入札開始）
50	2		入札（電子入札受付締切）
51	3		開札
52	1		
53	2		★学識経験者意見聴取
54	3		審査委員会が必要とされた場合、学識経験者への意見聴取を実施する（評価案及び入札結果、休日除く3日）
55			落札通知・公表

・上表はスケジュール例（入札前審査型、日程短縮なし）

を示しているため、案件毎に適切なスケジュールにより行うものとする。

・公告開始日や各種申請書等の期間設定及び提出期限日については、休日（祝祭日含む）、大型連休、お盆休み、年末年始等を考慮し、有効日数の確保について配慮すること。

※発注機関において短縮可能。

表 4 簡易型Ⅰの入札スケジュール（入札後審査型）

総合評価(工事)「簡易型Ⅰ」のスケジュール（入札後審査型）

合計日数	日数内訳1	日数内訳2	項目
1			入札公告
2	1		
3	2		
4	3		
5	4		【入札参加資格申請書、技術資料等の提出】 公告の日の翌日から15日間（休日含む） * 工事内容に応じ、期間を延長等変更可能 * 15日間はセンターが提唱する標準日数
6	5		
7	6		
8	7		
9	8		
10	9		
11	10		
12	11		
13	12		
14	13		
15	14		
16	15		↓ 入札参加資格確認申請書、技術資料等締切
17	1		
18	2		
19	3		【資格確認通知】 申請書等の提出期限日の翌日から14日以内（休日含む） ※短縮可能
20	4		
21	5		
22	6		
23	7		
24	8		
25	9		技術審査（ヒアリングは必要に応じて実施する） ※短縮可能
26	10		
27	11		
28	12		
29	13		
30	14		
31	1		↓ 資格委員会（又は決裁）
32	2	1	資格確認通知
33	3	2	設計図書質問書提出期限
34	4	3	入札参加資格説明要求期限（休日除く3日）
35	5	4	
36	6	5	設計図書質問書回答期限
37	7	6	提出期限の翌日から5日以内 ※短縮可能
38	8	7	設計図書等の質問に対する回答書縦覧（休日除く3日）、説明要求回答期限
39	9	8	（電子入札開始）
40	10	9	入札（電子入札受付締切）
41	11	10	説明要求に対する回答（要求期限の翌日から5日以内） ※短縮可能
42	12	11	開札
43	13	12	資格確認資料締切（休日除く2日）
44	14	13	
45	15	14	
46	16	15	資格審査 ※短縮可能
47	17	16	
48	18	17	
49	19	18	落札通知・公表

・上表はスケジュール例（入札後審査型、日程短縮なし）

を示しているため、案件毎に適切なスケジュールにより行うものとする。

・公告開始日や各種申請書等の期間設定及び提出期限日については、休日（祝祭日含む）、大型連休、お盆休み、年末年始等を考慮し、有効日数の確保について配慮すること。

※発注機関において短縮可能。

表 5 簡易型Ⅱの入札スケジュール（入札後審査型）

総合評価(工事)「簡易型Ⅱ」のスケジュール（入札後審査型）

合計日数	日数内訳1	日数内訳2	項目
1			入札公告
2	1		
3	2		
4	3		【入札参加資格申請書、技術資料等の提出】
5	4		公告の日の翌日から10日間（休日含む）
6	5		* 工事内容に応じ、期間を延長可能
7	6		* 10日間はセンターが提唱する標準日数
8	7		
9	8		
10	9		
11	10		▼ 入札参加資格確認申請書、技術資料等締切
12	1		【資格確認通知】
13	2		申請書等の提出期限日の翌日から7日以内（休日含む）
14	3		※短縮可能
15	4		
16	5		
17	6		▼ 資格委員会（又は決裁）
18	7		資格確認通知
19	1		設計図書質問書提出期限
20	2	1	
21	3	2	入札参加資格説明要求期限（休日除く3日）
22	1	3	
23	2	4	
24	3	5	設計図書質問書回答期限
25	4	1	提出期限の翌日から5日以内※短縮可能
26	5	2	設計図書等の質問に対する回答書縦覧（休日除く3日）、説明要求回答期限
27	1	3	（電子入札開始）
28	2		入札（電子入札受付締切）
29	3		開札
30	1		
31	2		資格確認資料締切（休日除く2日）
32	1		
33	2		
34	3		資格審査 ※短縮可能
35	4		
36	5		
37			落札通知・公表

・上表はスケジュール例（入札後審査型、日程短縮なし）

を示しているため、案件毎に適切なスケジュールにより行うものとする。

・公告開始日や各種申請書等の期間設定及び提出期限日については、休日（祝祭日含む）、大型連休、お盆休み、年末年始等を考慮し、有効日数の確保について配慮すること。

※発注機関において短縮可能。

3 評価項目と配点等

3-1 評価項目の選定

評価項目は、標準型、簡易型Ⅰ・Ⅱのそれぞれに示す必須評価項目のほか、工事の内容等により、選択評価項目の中で必要な項目を選定することを原則とする。（3-4 評価項目及び配点を参照）

ただし、工事の特性により、必須及び選択評価項目以外にも、必要に応じて評価項目（評価基準含む）を選定できるほか、必須評価項目であっても、工事内容等により適正な評価が困難な項目などについては、必要に応じて削除できるものとする。なお、この変更を行う場合について、学識経験者への意見聴取の対象とする。

また、高度技術提案型は、工事ごとに工事の特性や地域特性等に応じて評価項目を適宜設定する。

3-2 配点の設定

配点は、3-4 評価項目及び配点に記載する配点を原則とする。

ただし、工事内容や地域特性に応じ、配点を変更しなければならない場合は、その変更について学識経験者に意見聴取し、その評価項目が持つ価値を十分留意し、得られる価値が必要以上に高価にならないようにする。

3-3 審査・ヒアリング

技術提案の審査に当たっては、発注者の恣意性を排除するとともに、公正・公平性の確保について十分配慮すること。また、採点者が提案内容のどの部分をどのように評価したのかなど、採点の根拠を整理し記録・保存する。

配置予定技術者へのヒアリングの実施は、表6 配置予定技術者へのヒアリングに示すとおり、高度技術提案型及び標準型は原則実施とし、簡易型Ⅰについては、発注者が必要に応じて実施する。なお、簡易型Ⅱでは実施しない。

表 6 配置予定技術者へのヒアリング

総合評価のタイプ	ヒアリングの実施
高度技術提案型	実施する
標準型	実施する
簡易型Ⅰ	必要に応じて実施する
簡易型Ⅱ	実施しない

ヒアリングは必要に応じて電話やWEBによるテレビ電話システムでのヒアリング形式も可とする。また、ヒアリングは、提出された技術資料に関する内容の確認を目的として行うものであり、発注者は、聞き役に徹する。

3-4 評価項目及び配点

総合評価落札方式の評価項目と配点は、タイプごと**表9 評価項目・配点一覧表**に示すものを原則として採用する。

なお、選択項目となっている評価項目は、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、評価対象者が存在しない場合等、評価項目として設定することがふさわしくないことが明らかである時は、その評価項目を設定しないことも可能とする。

＜評価項目を設定しない例＞

- 入札参加資格の設定で、地域要件が市町（指定都市にあっては区）まで絞り込まれている場合。

【入札参加資格の地域要件】 静岡市清水区に主たる営業者を有する者

↓

↓

【総合評価の地理的条件】 なし（これ以上絞り込めない。）

- 入札参加資格の設定で、県内に主たる営業所を有する者が見込めない場合、かつ管内に営業所を有する者が見込めない場合。

【入札参加資格の地域要件】 静岡県内に営業所を有する者

↓

↓

【総合評価の地理的条件】 なし（管内に営業所を有する者が見込めない。）

表 7 評価項目・配点一覧表

小項目			評価項目	技術提案評価型								施工能力評価型			
				高度技術 提案型	標準型*1		簡易型Ⅰ				簡易型Ⅱ				
							土木一式等		鋼構造物等*2		一般工事等*3		区画線 標識等*4		
							適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用
適用欄：「○」必須、「△」選択、「－」該当なし															
技術提案等	技術提案	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	△	個別に 設定	△	25～32	－	－	－	－	－	－	－		
		社会的要請への対応に関する技術提案内容	△		△		－	－	－	－	－	－			
		総合的なコスト縮減の縮減に関する技術提案内容	△		△		－	－	－	－	－	－			
	簡易な 施工 計画	品質管理に係る技術的所見*5	－	－	－	－	△	10	△	10	－	－	－	－	
		施工上の課題に対する技術的所見*5	－	－	－	－	△	10	△	10	－	－	－	－	
		安全管理に留意すべき事項*5	－	－	－	－	△	10	△	10	－	－	－	－	
		環境管理に留意すべき事項*5	－	－	－	－	△	10	△	10	－	－	－	－	
		工程管理に係る技術的所見*5	－	－	－	－	△	10	△	10	－	－	－	－	
小計					25～32点		20点	20点		－		－			
施工の信頼性	企業の 施工 能力	同種・（類似）工事の施工実績*6		個別に 評価項目を 設定	○	1	○	1	○	1	－	－	－	－	
		工事成績評定点の平均点			○	2	○	3	○	3	○	3	○	3	
		優良工事等の表彰実績			○	1.5	○	1.5	○	1.5	○	1.5	－	－	
		働き方改 革の推進	週休2日推進工事の施工実績			○	1	○	1	○	1	○	1	○	1
			登録基幹技能者の配置*7			△	(0.5)	△	(0.5)	△	(0.5)	△	(0.5)	△	(0.5)
			建設キャリアアップシステムの活用申請			○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5
			ICT活用工事・3次元データ納品工事の施工実績*8			△	(1.0)	△	(1.0)	－	－	△	(1.0)	－	－
			静岡県ICT普及啓発活動の実績			○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5
		品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況			○	1	○	2	○	2	○	2	○	2	
		特殊な工事の施工実績*9			△	(1)	△	(1)	△	(1)	△	(1)	－	－	
		自社工場における製作*10			△	(1)	△	(1)	△	(1)	△	(1)	－	－	
	配置予定 技術者の 能力	技術者の資格			○	1	○	2	○	2	○	2	○*15	3	
		同種・（類似）工事の施工実績*6			○	2	○	2	○	2	－	－	－	－	
		優良技術者の表彰実績			○	2	○	2	○	2	○	2	－	－	
		継続教育の取組状況			○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	
		特殊な工事の施工経験*9			△	(1)	△	(2)	△	(2)	△	(2)	－	－	
	企業の 地域 貢献 度等	企業の地理的条件*11			△	(1)	△	(1)	△	(1)	△	(1)	△	(1)	
		災害協定、災害協定に基づく活動実績、建設機械の所有			△*11	(1.5)	○	1.5	△*11	(1.5)	○	1.5	－	－	
		有事の際の備え*12			△	(0.5)	△	(0.5)	－	－	△	(0.5)	－	－	
		地域貢献の活動実績			－	－	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0	
		災害対応に関する実動訓練の活動実績*12			－	－	△	(0.5)	－	－	△	(0.5)	－	－	
		点検・維持管理等業務委託の受注実績*11			－	－	△	(1.5)	△	(1.5)	△	(1.5)	－	－	
		労働福祉 の状況	雇用実績			－	－	○	1	○	1	○	1	○	1
			障害者雇用企業として名簿に登録			－	－	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5
			静岡県次世代育成支援企業認証制度による認定			－	－	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5
	小計						13.5～21.0点		21.0～30.0点	19.5～28.0点	18.0～27.0点	14.0～15.5点			
合計					38.5～53.0点		41.0～50.0点	39.5～48.0点	18.0～27.0点	14.0～15.5点					
換算後の加算点					換算なし*13		30	30	20	換算なし*14					

- * 1 WTO案件は、技術提案のみ別途定める。
- * 2 鋼構造物工事、機械器具設置工事及び電気通信工事を対象とする。（電気工事は含まない）
- * 3 市場単価のみで積算する区画線工事、薄層カラー舗装工事及び標識設置工事以外の工事を対象とする。
- * 4 市場単価のみで積算する区画線工事、薄層カラー舗装工事及び標識設置工事を対象とする。
- * 5 5項目のうち、2項目を選択する。2項目とも同一の評価項目を設定することも可能とする。
- * 6 類似工事の施工実績は、特殊な工事等で同種工事の施工実績による評価が困難と想定される場合は設定する。
- * 7 品質確保や技能労働者の処遇改善の観点から、登録基幹技能者を配置できる場合は、当該技能者の確保・活用の推進に向けて設定する。
- * 8 発注業種が「土木一式工事」、「しゅんせつ工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」のみ対象とする。
- * 9 特殊な工事等で、施工実績（施工経験）の有無が品質確保に大きく関わる場合のみ設定する。（例：新技術・新工法を採用する工事等）
- *10 橋梁上部工等の工場製作を含む工事で設定する。
- *11 設定することを原則とするが、想定対象者数が限定され恣意的となる場合等は設定しないことも可能とする。
- *12 発注業種が「土木一式工事」のみ対象とする。
- *13 最大加算点は53.0点までとし、換算は行わない。
- *14 最大加算点は15.5点までとし、換算は行わない。
- *15 区画線、標識等の技術者資格は、簡易型の評価基準（配点2.0）より上位の評価として工種に応じ以下の資格（配点3.0）を設定する。
区画線・薄層カラー舗装 → 路面標示施工技能士（国家資格：厚生労働大臣）
道路標識 → 道路標識設置管理士又は道路標識設置・診断士（社団法人全国道路標識・表示業協会）

3-5 各評価項目の評価期間及び評価基準日

評価項目には、それぞれ評価の対象となる期間や評価の基準となる日が設定されている。

「同種・類似工事の実績」については、入札参加資格と同様の考え方とし、技術資料提出日までの実績を評価する。同じく“工事の実績”を評価する選択項目の「特殊な工事の実績」についても、技術資料提出日までの実績とする。

また、「配置予定技術者の資格」及び「企業の地理的条件」についても、入札参加資格と同様の考え方とし、評価する期間について制限を設けないこととする。

【各評価項目の評価期間及び評価基準日】

各評価項目の評価期間及び評価基準日については、**表 8 評価期間及び評価基準日一覧表**に示す。

表 8 評価期間及び評価基準日一覧表

評価項目	欄外注釈の記載内容	過去 6 年 R1	過去 5 年 R2	過去 4 年 R3	過去 3 年 R4	過去 2 年 R5	過去 1 年 R6	当該 年度 R7
同種・（類似）工事の施工実績の有無	※平成22年4月1日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。 静岡県発注工事の場合、工事成績評価が64点以下のものは施工実績として認めない。							
工事成績評定点の平均点（県の平均点以上を評価する）	※工事成績は建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ文化観光・企業局の発注工事）に登録された過去3か年度の平均点（当該工事の発注業種と同業種）で評価する。また、当該業種の成績評定点がない場合は、加算評価しない。							
優良工事等の表彰実績の有無	※前年度から過去2か年度の表彰（表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事）であり、当該年度の表彰は評価しない。表彰対象は、静岡県（交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局の発注工事）が行う優良工事・安全工事・地域貢献・10T優良工事・働き方改革工事を対象とする。							
週休2日推進工事の施工実績の有無	※静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注した前年度までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。 工事成績評価が64点以下のものは施工実績として認めない。							
認定した種目の登録基幹技能者の配置	（※期間についての制限なし）							
建設キャリアアップシステムの活用申請	【活用申請】 ※当該工事における評価点確認申請書での「建設キャリアアップシステム」の活用申請をもって評価する。							
ICT活用工事・3次元データ納品工事の施工実績の有無	※前年度から過去2か年度までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。 静岡県発注工事の場合、工事成績評価が64点以下のものは施工実績として認めない。							
静岡県ICT普及啓発活動の実績の有無	※前年度から過去2か年度までに完成し、引渡しが完了した工事による活動を評価対象とする。							
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	※前年度末までに認証されたものを評価する。また、ISO9001を活用した工事実績についても、平成22年4月1日から前年度末までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。 工事成績評価が64点以下のものはISO9001を活用した施工実績として認めない。							
特殊な工事の施工実績の有無	※平成22年4月1日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。 静岡県発注工事の場合、工事成績評価が64点以下のものは施工実績として認めない。							
自社工場における製作	（※期間についての制限なし）							
技術者の資格	（※期間についての制限なし）							
主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての同種・（類似）工事の施工経験の有無	※平成22年4月1日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。 静岡県発注工事の場合、工事成績評価が64点以下のものは施工経験として認めない。							
優良技術者の表彰実績の有無	※前年度から過去5か年度の表彰（表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事）であり、当該年度の表彰は評価しない。表彰対象は、静岡県（交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う優良技術者表彰を対象とする。							
継続教育（CPD、CPDS）の取組状況	※単位取得期間は、過去2か年度のうち任意の1年間とする。令和7年度で証明される団体においては、令和6年度、令和7年度とする。							
特殊な工事における主任（監理）技術者又は監理技術者補佐としての施工経験の有無	※平成22年4月1日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。 静岡県発注工事の場合、工事成績評価が64点以下のものは施工経験として認めない。							
企業の地理的条件	（※期間についての制限なし）							
災害協定に基づく活動実績の有無及び有事の際の備え	※災害協定の評価対象は、前年度から過去5か年度とする。当該年度の活動や当該年度に締結された協定については評価しない。（令和7年度にあては、令和2年度から令和6年度までの活動実績と、令和7年3月31日までに締結された協定をいう。）							
「静岡県交通基盤部における災害時事業継続計画審査による適合」又は「国土交通省中部地方整備局における事業継続力認定制度による認定」	※有効期限 令和8年5月31日の適合通知							
地域貢献の活動実績の有無	※令和8年度に実施した、静岡県内の公共土木施設の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への参加実績又は一社一社しずおか運動による活動への参加実績を評価する。 【協働活動の支援実績】 ※令和8年度に実施した、静岡県との協働による公共土木施設の維持管理活動等に関する活動に取り組む特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPOに所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価する。							
災害対応に関する実動訓練の活動実績の有無	※前年度に実施した行政機関（国、県、市町）が開催（主催、共催問わず）した訓練を評価対象とする。							
点検・維持管理等業務委託の受注実績の有無	※前年度から過去5か年度に完成した業務委託とし、引渡しが完了した業務を評価対象とする。							
優良業務委託表彰の実績の有無	※前年度から過去2か年度の表彰（表彰対象業務委託は前年度完了業務委託）であり、当該年度の表彰は評価しない。表彰対象は、静岡県（交通基盤部、経済産業部）が行う優良業務委託表彰「点検業務」又は優良建設工事表彰「維持管理業務部門」を対象とする。							
雇用実績 〔共通事項〕 ※雇用実績は、静岡県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を雇用し、静岡県交通基盤部土木関係総合評価制度による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。	新卒者の雇用実績 ※評価の対象となる「新卒者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条で定める中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校等又は第百二十四条で定める高等専修学校若しくは専門学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第十五条の七第1項第一号で定める職業能力開発学校の普通課程、第十五条の七第1項第二号で定める職業能力開発短期大学の専門課程及び第十五条の七第1項第三号で定める職業能力開発大学の専門課程若しくは応用課程及び海外において上記に定める学校等と同等と認められる学校を、令和6年度中又は令和8年度中に卒業した者とする。							
労働福祉の状況	新規雇用の実績 ※評価の対象となる「新規雇用」とは、前年度の雇用とする。							
障害者雇用企業として名簿に登録	前年度末までの実績							
次世代育成支援企業認証制度による認定	前年度末までの実績							

3-6 WTO

WTO案件における総合評価落札方式（工事）の評価項目については、政府調達に関する協定に鑑み、協定第三条において締約国の無差別待遇が規定され、また第八条において供給者の資格の審査過程において、他の締約国の供給者の間または国内供給者と他の締約国の供給者との間に差別を設けてはならないとされていることから、**総合評価落札方式においては、評価項目に「施工の信頼性」は設定しないこととする。**

（参考）協定抜粋

第三条 内国民待遇及び無差別待遇

各締約国は、法令、手続及び慣行であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものについて、他の締約国の産品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の産品及びサービスを堤供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の待遇よりも不利でない待遇を与える。

以下略

第八条 供給者の資格の審査

機関は、供給者の資格の審査の過程において、他の締約国の供給者の間又は国内供給者と他の締約国の供給者との間に差別を設けてはならない。

以下略

3-7 高度技術提案型における評価項目、評価基準

高度技術提案型は、標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用する場合等で実施し、「総合的なコスト縮減に関する技術提案」や「工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案」、「社会的要請への対応に関する技術提案」内の該当する項目から工事の特性（工事内容、規模等）や地域性等に応じて評価項目を適宜設定し、必要に応じて企業や技術者の実績等に係る評価項目を設定できる。標準的な評価項目を以下に示す。

評価項目		評価基準	配点	最大得点
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容	ライフサイクルコスト	〇〇年間に必要となる維持管理費（維持管理費は各使用材料別の耐用年数に基づき算出、機械設備等においては供用中のエネルギー消費量に基づき算出）	個別に設定 *1	個別に設定 *1
	使用材料等の耐久性	維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する工夫が見られる。		
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	構造の成立性	提案目的物の構造及び安定計算、解析手法が適切であり、成立性の判断が可能である。		
	品質管理方法	構造形式や施工条件を十分に踏まえた解析に基づいた品質管理方法である。		
社会的要請への対応に関する技術提案内容	施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて案分する。 ・最低限の要求値：〇〇日 ・目標状態：△△日		
	貴重種等の保護・保全対策	現場条件を十分に踏まえた対策を計画しており工夫が見られる。		
	汚染土壌の処理対策	現場条件を十分に踏まえた対策を計画しており工夫が見られる。		
	地滑り・法面崩壊対策危険指定地域内の対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており工夫が見られる。		
	周辺住民の生活環境維持対策	現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており工夫が見られる。		
	施工中の騒音の騒音値、振動、粉塵濃度、CO2 排出量	施工中の騒音の騒音値、振動、粉塵濃度、CO2 排出量 目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて案分する。 ・最低限の要求値：〇〇 d b 等 ・目標状態：△△ d b 等		
	現道の交通対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており工夫が見られる。		

	交通規制期間 (日数)	工事に伴う交通規制の短縮日数 目標状態を最高得点、最低限の要求要件を 0 点とし、その間は提案値に応じて案分す る。 ・最低限の要求値：〇〇日 ・目標状態：△△日		
	濁水処理対策	現場条件を十分踏まえた対策を計画しており工夫が見られる。		
	濁水発生期間、 PH 値、SS 値	・工事排水の PH 値を下げる対策を計画して おり工夫が見られる。 ・工事排水の SS 値を減少させる対策を計画 しており工夫が見られる。 ・工事中の濁水発生期間短縮の工夫が見ら れる。 ・工事中に発生する汚水・排水の処理の対 策を計画しており工夫が見られる。		

*1 評価項目、配点については、工事内容に応じて適宜設定することとするが、工事の特性により、上記以外の評価項目を設定することも可能である。(複数設定可能)

3-8 標準型における評価項目、評価基準

標準型においては、「総合的なコスト縮減に関する技術提案」や「工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案」、「社会的要請への対応に関する技術提案」内の該当する項目に加え、簡易型で求める企業や技術者の実績・技術的能力等の中から工事の特性（工事内容、規模等）や地域性等に応じて評価項目を適宜設定する。

標準的な評価項目を以下に示す。

（１）技術提案について

標準型の技術提案に係る評価項目は、以下のとおりとする。「工事目的物の性能・機能」「社会的要請」「総合的なコスト」の評価項目については、工事内容に応じて適宜設定し、その点数の合計が25点以上になるよう各項目に配点する。ただし、最大加算点は32点までとする。

評価項目		評価基準	配点	最大得点
工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案内容	【事例】 - トンネル工事における一次覆工掘削管理（施工管理向上）に関する技術提案 - 監視制御システム工事における信頼性向上に関する技術提案 - コンクリート構造物における品質向上に関する技術提案			
社会的要請への対応に関する技術提案内容	【事例】 - 工事中の騒音や振動の低減に関する技術提案 - 工事に伴い発生する濁水や土砂流出や粉塵や飛砂による周辺環境への低減に関する技術提案 - 交通規制期間の短縮に関する技術提案 - 工事中の道路利用者への特別な安全対策に関する技術提案	- 提案数値による定量評価 - 提案内容に対する定性評価（提案内容の度合いにより加点する）*1	25.0～ 32.0 *2	25.0～ 32.0 *2
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容	【事例】 - 鋼橋に使用する塗装の耐久性向上（品質管理向上）によるライフサイクルコストの縮減に関する技術提案 - 鋼橋工事における品質（施工）管理向上によるライフサイクルコストの縮減			

	・機械設備工事における主要部品の耐久性向上によるライフサイクルコストの縮減に関する技術提案 ・電気設備工事における省エネによるライフサイクルコストの縮減に関する技術提案			
--	---	--	--	--

*1 オーバースペックとなる提案は、評価しないものとする。（8 総合評価落札方式におけるオーバースペックの考え方を参照）

*2 「工事目的物の性能・機能」「社会的要請」「総合的なコスト」の評価項目については、工事内容に応じて適宜設定し、その点数の合計が 25 点以上になるよう各項目に配点する。ただし、最大得点は 32 点までとする。

（２）企業の施工能力について

標準型における企業の施工能力に係る評価項目は、以下のとおりとする。

ア 同種・（類似）工事の施工実績

同種・（類似）工事の設定は、入札参加資格条件（同種工事等）を考慮し、適切に設定した上で下記のとおり入札公告に記載する。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

（簡易型Ⅰと同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型Ⅰと同じ設定とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
同種・（類似）工事の施工実績の有無*1	平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日	同種工事の実績あり	1.0	1.0
		（類似工事の実績あり）*2	（0.5）	
		その他	0.0	

公告文記載例	同種工事	〇〇〇が発注した〇〇工を含む〇〇工事を元請として施工した実績
	類似工事	〇〇〇が発注した〇〇工を含む〇〇工事を元請として施工した実績

*1 平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

*2 類似工事については選択項目とし、特殊な工事等で同種による評価が困難と想定される場合に設定するものとする。

注）当該工事を特定建設工事共同企業体（以下、「JV（特定）」という。）で実施する場合

は、代表構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を経常建設共同企業体（以下、「JV（経常）」という。）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注) JV（特定）及び地域維持型建設共同企業体（以下、「JV（地域）」という。）工事の施工実績は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

イ 工事成績評定点の平均点

工事成績評定点は、建設事務総合システムに登録された工事のデータを用いて各年度の当初契約金額 500 万円以上の平均点（*1）を算出する。

（標準型では最大得点を 2.0 点とする）評価項目及び評価基準は簡易型と同じ設定であるが、配点及び最大得点は、簡易型と異なるので留意すること。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
工事成績評定点の 平均点（県の平均点 以上を評価する）*1	令和 4 年度 から	82 点以上	2.0	2.0
	令和 6 年度	80 点以上 82 点未満	1.0	
		80 点未満	0.0	
		64 点以下の実績がある場合は得点を 減点する*2	-1.0	

*1 工事成績は建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、企業局の発注工事）に登録された過去 3 か年度（令和 4 年度から令和 6 年度に完成した当初契約金額 500 万円以上の工事）の平均点（当該工事の発注業種と同業種）で評価する。また、当該業種の成績評定点がない場合は、加點評価しない。なお、平均点は小数点以下を切り捨てとする。

<計算例>

令和 4 年度 完成工事なし、令和 5 年度 完成△△工事成績＝81 点、

令和 6 年度 完成〇〇工事成績＝80 点、令和 6 年度 完成□□工事成績＝80 点

平均点の計算＝（81+80+80）/ 3＝80.3 点（小数点以下第 2 位を切捨て）

*2 減点となる実績は、当該工事の発注業種と同業種におけるものとする。

注) 当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員の成績評定点の平均点とし、契約金額に出資比率を乗じた額が 500 万円以上の場合に、平均点算出の対象とする。

注) 当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）の成績評定点を評価対象とする。

注) JV（特定）が受注した工事の成績評定点は、各構成員を評価対象とする。

注) JV（経常）が受注した工事の成績評定点は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注) <JV 工事による計算例>

代表構成員の過去3か年度の工事実績なし

その他構成員①の過去3か年度の評定点合計÷対象工事件数（243点÷3＝81.0点）

その他構成員②の過去3か年度の評定点合計÷対象工事件数（400点÷5＝80.0点）

平均点の計算＝（243+400）/8＝80.3点（小数点以下第2位切捨て）

ウ 優良工事等の表彰実績

企業の工事表彰実績は、静岡県が行う優良工事・安全工事・地域貢献・ICT優良工事・働き方改革工事を対象とする。なお、建築関連工事の局長表彰、参事表彰は出先事務所長表彰扱い、企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。（簡易型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
優良工事等の表彰 実績の有無*1	令和5年度 又は 令和6年度	知事表彰の実績あり	1.5	1.5
		部長表彰の実績あり*2	1.0	
		出先事務所長表彰の実績あり*3	0.5	
		表彰の実績なし	0.0	

*1 令和5年度又は令和6年度の表彰（表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事）とする。表彰対象は、静岡県（交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う優良工事・安全工事・地域貢献・ICT優良工事・働き方改革工事を対象とする。（優良技術者表彰は対象外）

*2 表彰対象として企業局長表彰の実績を含むこととする。

*3 表彰対象として建築関連工事の局長、参事表彰実績を含むこととする。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定）工事の表彰実績は、各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の表彰実績は、当該JV（経常）を評価対象とする。

エ 週休 2 日推進工事の施工実績＜働き方改革の推進＞

週休 2 日推進工事の施工実績は、静岡県が発注した「建設産業の担い手確保・育成入札試行要領」に基づく休日確保型工事又は「静岡県週休 2 日推進工事（土木工事等）実施要領」に基づく静岡県週休 2 日推進工事において施工実績がある場合に評価する。なお、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

（簡易型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
週休 2 日推進工事 の施工実績の有無 *1, 2	令和 6 年度	4 週 8 休以上の実績が複数件あり	1.0	1.0
		4 週 8 休以上の実績あり*3	0.5	
		実績なし	0.0	

*1 静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注した工事において、令和 6 年度に完成、引渡し完了した工事を評価対象とする。なお、対象工事は「静岡県週休 2 日推進工事（土木工事等）実施要領」に基づく特記仕様書（「静岡県週休 2 日推進工事（土木工事等）特記仕様書」）の添付のある工事とする。（「静岡県 週休 2 日推進工事（建築工事）」特記仕様書に基づく工事は評価対象外）

*2 「静岡県週休 2 日推進工事（土木工事等）特記仕様書」に基づく工事の根拠書類は、規定の現場閉所を行ったことが確認できる工事検査結果通知書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。（複数件の実績がある場合は、2 件以上の実績を証明する書類を提出すること。）

*3 現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上とする。（現場閉所率＝休工日数／対象期間日数）

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

オ 登録基幹技能者の配置＜働き方改革の推進＞

目的構造物における品質確保や技能労働者の処遇改善の観点から、登録基幹技能者を配置できる場合は、当該技能者の確保・活用の推進に向けて、通常の評価項目に追加して設定する。評価対象となる登録基幹技能者は、県内業者の登録基幹技能者を配置する場合を評価する。

なお、複数の登録基幹技能者を配置することは可能であるが、評価対象となる登録基幹技能者は1名とする。

（簡易型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
設定した種目の登録基幹技能者の配置*1	制限なし	配置あり*2	0.5	0.5
		配置なし	0.0	

公告文記載例	登録基幹技能者講習の種目	登録〇〇〇基幹技能者
	登録基幹技能者が従事する工種	〇〇〇工

*1 登録基幹技能者制度に基づく登録基幹技能者を評価対象とする。元請、下請の両方を評価対象とする。なお、本工事における配置予定技術者（主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人）は評価対象としない。

*2 根拠書類として、「登録基幹技能者講習修了証」の写しを添付すること。

注）当該工事をJV（特定・経常）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

カ 建設キャリアアップシステムの活用申請＜働き方改革の推進＞

建設キャリアアップシステムの活用申請については、当該工事における評価点確認申請書で建設キャリアアップシステムの活用申請があった場合に評価する。

（簡易型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
建設キャリアアップシステムの活用申請の有無*1, 2	制限なし	活用申請あり	0.5	0.5
		活用申請なし	0.0	

*1 一般財団法人 建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステムの活用申請のある元請を評価対象とする。

*2 活用申請とは、当該工事における評価点確認申請書での建設キャリアアップシステムの活用申請とする。

キ ICT活用工事・3次元データ納品工事の施工実績＜働き方改革の推進＞

ICT活用工事・3次元データ納品工事の設定は、発注業種が「土木一式工事、しゅんせつ工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事」の場合に設定することとし、施工プロセスの各段階又は3次元データ納品工事の施工実績がある場合に評価する。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が64点以下の場合は、施工実績として評価しない。

（簡易型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
ICT活用工事又は3次元データ納品工事の施工実績の有無*1*2	令和5年度 又は 令和6年度	全ての施工プロセスにICT活用*3	1.0	1.0
		一部の施工プロセスにICT活用*3 又は3次元データ納品工事の実績あり	0.5	
		その他	0.0	

*1 ICT活用工事は、国又は地方公共団体が発注した工事において、令和5年度又は令和6年度に完成・引渡し完了した工事を評価対象とする。

*2 3次元データ納品工事は、静岡県交通基盤部が発注した工事において、令和5年度又は令和6年度に完成・引渡し完了した工事を評価対象とする。

*3 ICT活用工事の施工プロセスの各段階

（「交通基盤部発注工事におけるICT活用工事の試行要領」による。）

【一般土木工事（土工、舗装工、地盤改良工）】

① 起工測量

設計照査のために3次元データを作成する。

② 3次元設計データ作成

①で作成した測量データと設計図書を用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理に用いる設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②のデータを用いてICT建設機械により施工を行う。

④ 出来形管理等の施工管理

3次元計測データや施工履歴データ等により出来形確認を行う。

⑤ 3次元データの納品

3次元データを納品する。

※舗装工については、「①起工測量」及び「④出来形管理等の施工管理」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

※静岡県発注工事以外の施工実績においては、「⑤3次元データの納品」の施

エプロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

【港湾土木工事（浚渫工、基礎工、ブロック据付工）】

① 起工測量

設計照査のために現況地形を3次元データで取得する。

② 数量計算

①で取得した測量データと設計図書を用いて、数量計算を行う。

③ ICTを活用した施工

ICTを用いた施工管理装置により施工を行う。

④ 出来形管理等の施工管理

施工後の出来形を3次元データで取得し、①のデータと比較して出来形確認を行う。

⑤ 3次元データの納品

3次元データを納品する。

※静岡県発注工事以外の施工実績においては、「⑤3次元データの納品」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

ICT活用工事の根拠書類は、発注者へ提出した、全ての施工プロセス又は一部の施工プロセスの活用実績が判別できる施工計画書や協議書等（承諾又は受理等された押印のあるもので、該当部分の抜粋とする。ただし、承諾及び受理の押印が省略されている場合は押印不要。）の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。

3次元データ納品工事の根拠書類は、発注者へ提出した、協議書や情報共有・電子納品事前協議チェックシート等（承諾又は受理等された押印のあるものとする。ただし、承諾及び受理の押印が省略されている場合は押印不要。）の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定・地域）工事の施工実績は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該JV（経常）を評価対象とする。

ク 静岡県 I C T 普及啓発活動の実績

静岡県 I C T 普及啓発活動の実績は、「静岡県 I C T 普及啓発活動推進制度実施要領」に基づく活動実績がある場合に評価する。なお、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

（簡易型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
静岡県 I C T 普及啓発活動の実績の有無*1, 2	令和 5 年度 又は 令和 6 年度	静岡県 I C T 普及啓発活動の実績あり	0.5	0.5
		静岡県 I C T 普及啓発活動の実績なし	0.0	

*1 静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注した工事において、令和 5 年度又は令和 6 年度に完成・引渡しが完了した工事による活動を評価対象とする。

*2 根拠資料は、担当監督員の確認を受けた「I C T マイレージプログラム活動報告書」の写しを提出すること。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

ケ 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況については、ISO・エコアクション 21 の認証取得がある場合を評価し、静岡県が発注した工事において、ISO9001 を活用した監督業務による工事实績がある場合（工事完成までにこの取扱を中止した工事は除く）は評価点を 0.5 点加えることとする。なお、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

（標準型では最大得点を 1.0 点とする）評価項目及び評価基準は簡易型と同じ設定であるが、配点及び最大得点は、簡易型と異なるので留意すること。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	令和 7 年 3 月 31 日時点	ISO9001 若しくは 14001、又はエコアクション 21 の認証を取得済み*1	0.5	1.0
		認証を取得していない	0.0	
	平成 22 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日	ISO9001 を活用した監督業務による工事を実施した企業には更に加点する*2	+0.5	

*1 令和 7 年 3 月 31 日時点で ISO 又はエコアクション 21 の認証取得がある場合（有効期間内のもの）、それを証明する書類を添付すること。

*2 平成 22 年 4 月 1 日以降に静岡県が発注した工事において、ISO9001 を活用した監督業務による工事实績がある場合（工事完成までにこの取扱を中止した工事は除く）は ISO9001 認証取得活用監督業務等承認通知書の写し及び工事成績評定通知書の写し等、実績を証明できる書類を添付すること。なお、令和 7 年 3 月 31 日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

コ 特殊な工事の施工実績

特殊な工事の施工実績は、新技術等を採用する工事などで、施工実績の有無が品質確保に関わる場合、通常の評価項目に追加して設定するものとする。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

(簡易型と同様) 評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
特殊な工事の施工実績の有無*1	平成 22 年 4 月 1 日から技術資料 提出日	特殊工事の実績あり	1.0	1.0
		特殊工事の実績なし	0.0	

公告文記載例

特殊工事	〇〇工法を含む〇〇工事を元請として施工した実績
------	-------------------------

*1 特殊な工事で施工実績の有無が品質確保に関わる場合に設定する。なお、平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日まで完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、代表構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) JV (特定・地域) 工事の施工実績は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の施工実績は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

サ 自社工場における製作

自社工場における製作は、橋梁上部工 (鋼橋、P C 橋等)、港湾用施設、水門陸閘、電気機械設備等の工場製作を含む工事で、通常の評価項目に追加して設定する。

(簡易型と同様) 評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
① 静岡県内の自社工場における製作	制限なし	自社工場における製作*2	1.0	1.0
② 自社工場における製作*1		その他	0.0	

*1 自社工場において製作する工事の場合のみ設定し、①「静岡県内の自社工場における製作」又は②「自社工場における製作」のいずれかを発注者が指定する。

*2 自社工場の有無が分かるパンフレット等の資料を添付すること。

注) 当該工事を JV (特定・経常) で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

（３）配置予定技術者の能力について

標準型における配置予定技術者の施工能力に係る評価項目は、以下のとおりとする。なお、配置予定技術者が複数申請された場合は、以下のアからオの合計点が最も低い配置予定技術者で評価を行う。

当該工事を J V（特定）で実施するときは、各構成員を評価対象とし、各構成員の配置予定技術者が複数申請された場合は、アからオの合計点が最も低い配置予定技術者を評価対象とする。

ア 技術者の資格

配置予定技術者の資格については、原則として **４－２ 配置予定技術者の資格**にある表 11 **標準型における資格設定の目安**を参考に設定する。当該工事の発注業種によって、設定する資格が異なることに留意する。下表は、土木一式工事の設定例である。

（標準型では最大得点を 1.0 点とする。）評価項目及び評価基準は簡易型Ⅰ、Ⅱと同じ設定であるが、配点及び最大得点は、簡易型Ⅰ、Ⅱと異なるので留意すること。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
技術者の資格	制限なし	技術士建設部門*1 又は同等の資格*2	1.0	1.0
		その他	0.0	

公告文記載例

同等の資格	技術士総合技術監理部門（建設）
-------	-----------------

*1 当該工事の発注業種により資格を設定する。（※上表は土木一式工事の例）

*2 同等の資格とは、当該工事の発注業種と同業種で監理技術者になりうる技術士資格から、原則設定する。ただし、監理技術者の配置が入札参加資格条件の場合は、別途設定する。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

イ 同種・（類似）工事の施工経験

同種・（類似）工事の設定は、入札参加資格条件（同種工事等）を考慮し、適切に設定した上で下記のとおり入札公告に記載する。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工経験として評価しない。

（簡易型Ⅰと同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型Ⅰと同じ設定とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準		配点	最大得点
主任（監理）技術者、監理技術者補佐（*4）又は現場代理人としての同種・（類似）工事の施工経験の有無*1	平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日	主任（監理）技術者又は監理技術者補佐として	同種工事の経験あり	2.0	2.0
			（類似工事の経験あり）*3	（1.0）	
		現場代理人として *2	同種工事の経験あり	1.0	
			（類似工事の経験あり）*3	（0.5）	
		その他		0.0	

公告文記載例

同種工事	〇〇〇が発注した〇〇工を含む〇〇工事を元請として施工した経験
類似工事	〇〇〇が発注した〇〇工を含む〇〇工事を元請として施工した経験

- *1 平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。
 - *2 配置予定技術者が現場代理人としての経験を有する場合に評価対象とする。
 - *3 類似工事については選択項目とし、特殊な工事等で同種による評価が困難と想定される場合に設定するものとする。
 - *4 監理技術者補佐は建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者とする。
- 注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
- 注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
- 注）JV（特定・地域）工事の施工経験は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。
- 注）JV（経常）工事の施工経験は、代表構成員を評価対象とする。
- 注）「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての経験は評価対象としない。

ウ 優良技術者の表彰実績

配置予定技術者の工事表彰実績は、静岡県が行う優良技術者表彰を評価対象とする。なお、営繕関連工事の理事・参事表彰は所長表彰扱い、企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。

(簡易型Ⅰ、Ⅱと同様) 評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型Ⅰ、Ⅱと同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
優良技術者の表彰 実績の有無*1	令和2年度 から 令和6年度	部長表彰の実績あり*2	2.0	2.0
		出先事務所長表彰の実績あり*3	1.0	
		表彰の実績なし	0.0	

*1 令和2年度から令和6年度の表彰（表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事）とする。表彰対象は、静岡県（交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う優良技術者を対象とする。

*2 表彰対象として企業局長表彰の実績を含むこととする。

*3 表彰対象として営繕関連工事の理事・参事表彰実績を含むこととする。

注) 当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) 当該工事をJV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) JV（特定・経常）工事の表彰実績は、代表構成員を評価対象とする。

エ 継続教育の取組状況

継続教育の取組状況は、建設系CPD協議会加盟団体のうち、推奨単位を設定している団体の継続教育を評価する。詳細については、**4-3 継続教育（CPD、CPDS）の取組状況**にある**表13 継続教育（CPD、CPDS）の評価対象団体と推奨(目標)単位**を参照すること。

(簡易型Ⅰ、Ⅱと同様) 評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型Ⅰ、Ⅱと同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
継続教育（CPD、CPDS）の取組状況*1	令和5年度 から	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）	1.0	1.0

	令和6年度 までのうち 任意の1年 間	継続教育の証明なし又は各団体推奨 単位未満の取得	0.0	
--	------------------------------	-----------------------------	-----	--

*1 建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、推奨単位を設定している団体の継続教育を評価する。令和5年度から令和6年度までのうち、任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上を取得している場合を評価する。

各団体が発行する取得単位の証明書の写しにより確認する。

注) 当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) 当該工事を JV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) 配置予定技術者を複数申請する場合、全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。

オ 特殊な工事の施工経験

特殊な工事の施工経験は、新技術等を採用する工事などで、施工経験の有無が品質確保に関わる場合、通常の評価項目に追加して設定するものとする。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が64点以下の場合は、施工経験として評価しない。

（標準型では最大得点を1.0点とする）評価項目及び評価基準は簡易型Ⅰ、Ⅱと同じ設定であるが、配点及び最大得点は、簡易型Ⅰ、Ⅱと異なるので留意すること。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
特殊な工事における主任（監理）技術者又は監理技術者補佐*2としての施工経験の有無*1	平成22年 4月1日から技術資料 提出日	特殊工事の経験あり	1.0	1.0
		特殊工事の経験なし	0.0	

公告文記載例

特殊工事	〇〇工法を含む〇〇工事を元請として施工した経験
------	-------------------------

*1 特殊な工事で施工経験の有無が品質確保に関わる場合に設定とする。なお、平成22年4月1日から技術資料提出日まで完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

*2 監理技術者補佐は建設業法第26条第3項ただし書に規定する者とする。

注) 当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) 当該工事を JV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) JV（特定・地域）工事の施工経験は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV（経常）工事の施工経験は、代表構成員を評価対象とする。

注) 「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての経験は評価対象としない。

（４）企業の地域貢献度等について

標準型における企業の地域貢献度等に係る評価項目は、以下のとおりとする。

ア 企業の地理的条件

企業の地理的条件については、入札参加資格条件（営業所の所在地）等を考慮し、適切に設定する。評価対象者が 1 者に限定され恣意的となる場合や、評価対象者が存在しないと考えられる場合、評価項目から削除することができる。

（簡易型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
企業の地理的条件	制限なし	〇〇地区に（主たる）営業所あり*1	1.0	1.0
		その他	0.0	

*1 評価基準である地理的条件の地区範囲は、入札参加資格条件（営業所の所在地）等を考慮し、適切に設定する。

注) 当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

イ 災害協定、災害協定に基づく活動実績、建設機械の所有 有事の際の備え

災害協定については、静岡県と締結した協定を対象とし、下表のとおり協定締結や発注機関ごとの活動実績を評価する。更に建設機械を所有している者を評価する。また、有事の際の備えについては、「静岡県交通基盤部総合評価落札方式における災害時事業継続計画」を策定又は「国土交通省中部地方整備局における事業継続力認定制度」による認定を受けている者を評価する。（簡易型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、簡易型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
災害協定に基づく活動実績の有無*1及び有事の際の備え	令和7年3月31日時点	災害協定の締結あり*2	0.5	1.5
		災害協定の締結なし	0.0	
	令和2年度から令和6年度	発注機関における活動実績あり*3	+0.5	
	令和7年3月31日時点	建設機械の所有*4	+0.5	0.5
	令和7年度	災害時事業継続計画審査による適合等*5	0.5	

公告文記載例

+0.5 加点となる発注機関	発注機関（●●事務所）
----------------	-------------

- *1 災害協定に基づく活動実績は、令和2年度から令和6年度に静岡県（土木事務所、農林事務所及び港湾・漁港関係事務所（局））が災害協定に基づく出動要請を行い、令和6年度までに完成、引渡しが完了した活動実績（工事）を評価対象とする。（業務委託に関する協定に基づく活動実績は対象外。）
- *2 災害協定は静岡県知事部局（危機管理部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部）との協定を対象とする（企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部との協定は対象外）。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和7年3月31日時点で協定を締結しているものとする。災害協定には、家畜伝染病発生時における緊急家畜処分業務に関する協定を含む。
- *3 +0.5 点が追加される活動実績（工事）の範囲の設定は、事務所単位で各発注機関が行う。
- *4 災害協定を締結している者のうち、令和7年3月31日時点で、建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、モーターグレーダー、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械又は高所作業車）を3台以上有する（自社所有又は長期リースによる保有）者を評価対象とする。

*5 発注業種が「土木一式工事」の工事で、静岡県建設技術監理センターの災害時事業継続計画審査結果又は国土交通省中部地方整備局の災害時の基礎的事業継続力の認定証により、令和7年度版の適合通知（有効期間内）を受けたものを評価する。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、静岡県交通基盤部における災害時事業継続計画審査による適合又は国土交通省中部地方整備局における事業継続力認定制度による認定の評価については、代表構成員を評価対象とする。それ以外の評価項目については、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

3-9 簡易型Ⅰにおける評価項目、評価基準

簡易型Ⅰにおける評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するために簡易な施工計画を求め、加えて、企業、技術者の実績などから当該工事の施工に関する能力を確認するため、企業や配置予定技術者の技術的能力及び企業の社会性・信頼性を評価項目とする。標準的な評価項目を以下に示す。

（１）簡易な施工計画について

簡易型Ⅰの簡易な施工計画に係る評価項目は、下表ア～オのうち、1又は2項目を選択する（暫定措置）。なお、2項目とも同一の評価項目を設定することも可能とする。

評価項目	評価基準	配点*1	最大得点
ア 品質管理に係る技術的所見 「〇〇の品質管理」 【選択項目】	品質の管理方法が現地条件を踏まえて適切であり、その工夫の度合いに応じて評価する。	10.0 (20.0)	20.0
イ 施工上の課題に対する技術的所見 「〇〇の対策について」 【選択項目】	課題への対応が現地条件を踏まえて適切であり、その工夫の度合いに応じて評価する。	10.0 (20.0)	
ウ 安全管理に留意すべき事項 (安全管理が重要である工事に限る) 「〇〇〇〇〇に対する安全対策」 【選択項目】	留意事項が現地条件を踏まえて適切であり、その工夫の度合いに応じて評価する。	10.0 (20.0)	
エ 環境管理に留意すべき事項 (環境管理が重要である工事に限る) 「〇〇〇〇〇に対する環境対策」 【選択項目】	留意事項が現地条件を踏まえて適切であり、その工夫の度合いに応じて評価する。	10.0 (20.0)	

オ 工程管理に係る技術的所見 (工期内完了の管理を求める工事に限る) 【選択項目】	細部工種の、工期設定や工程を短縮する手法又は工程管理手法等、若しくは工程に係る工事手順等が現地条件を踏まえて適切であり、その工夫の度合いに応じて評価する。	10.0 (20.0)	
---	---	----------------	--

- *1 簡易な施工計画の技術提案数を1項目とした場合の配点は20.0点とする。
- * 技術提案には、数量、範囲、頻度等（以下、「数量等」という。）を具体的に記載すること。数量等の記載がなく提案の効果が明確でない場合、あるいは表現が曖昧で不明確である場合は評価しないものとする。
- * オーバースペックとなる提案は、評価しないものとする。（8 総合評価落札方式におけるオーバースペックの考え方を参照）
- * 工程管理については、単なる工期短縮日数のみの提案は原則、評価しない。

評価項目は、発注案件ごとに品質の向上につながる真に必要なものを設定する。

工程管理以外の評価項目を選択した際に設定する「具体的な課題」は、当該工事を実施する上で、より有益な技術提案等を行ったものを選定するために必ず設定するものである。さらに、「具体的な課題」に関する発注者の意図（制約条件含む）は、入札参加者に的確に伝えることが重要であるため、「具体的な課題」の提案のポイントを入札公告に記載する。

なお、簡易な施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであるため、当該技術者の過去の工事経験等から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が記述するものとする。

（２）技術提案数限定タイプについて

簡易型Ⅰにおける簡易な施工計画への技術提案については、真に重要な提案を正当に評価するため、原則として、1項目当たり5提案までとする。なお、上限を超えた提案は無効とする。また、ひとつの枠内に複数の提案が含まれている場合は、最初に提案されたものののみ評価する。

（３）企業の施工能力について

簡易型Ⅰにおける企業の施工能力に係る評価項目は、以下のとおりとする。

ア 同種・（類似）工事の施工実績

同種・（類似）工事の設定は、入札参加資格条件（同種工事等）を考慮し、適切に設定した上で下記のとおり入札公告に記載する。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績

評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

(標準型と同様) 評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
同種・(類似) 工事の 施工実績の有無*1	平成 22 年 4 月 1 日か ら技術資料 提出日	同種工事の実績あり	1.0	1.0
		(類似工事の実績あり) *2	(0.5)	
		その他	0.0	

公告文記載例

同種工事	〇〇〇が発注した〇〇工を含む〇〇工事を元請として施工した実績
類似工事	〇〇〇が発注した〇〇工を含む〇〇工事を元請として施工した実績

*1 平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。

*2 類似工事については選択項目とし、特殊な工事等で同種による評価が困難と想定される場合に設定するものとする。

注) 当該工事を特定建設工事共同企業体 (以下、「JV (特定)」という。) で実施する場合は、代表構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を経常建設共同企業体 (以下、「JV (経常)」という。) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) JV (特定) 及び地域維持型建設共同企業体 (以下、「JV (地域)」という。) 工事の施工実績は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の施工実績は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

イ 工事成績評定点の平均点

工事成績評定点は、建設事務総合システムに登録された工事のデータを用いて各年度の当初契約金額 500 万円以上の平均点 (*1) を算出する。

(簡易型では最大得点を 3.0 点とする) 評価項目及び評価基準は標準型と同じ設定であるが、配点及び最大得点は、標準型と異なるので留意すること。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
工事成績評定点の 平均点 (県の平均点 以上を評価する) *1	令和 4 年度 から	82 点以上	3.0	3.0
	令和 6 年度	80 点以上 82 点未満	1.5	
		80 点未満	0.0	
		64 点以下の実績がある場合は得点を	-1.0	

		減点する*2		
--	--	--------	--	--

- *1 工事成績は建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、企業局の発注工事）に登録された過去3か年度（令和4年度から令和6年度に完成した当初契約金額500万円以上の工事）の平均点（当該工事の発注業種と同業種）で評価する。また、当該業種の成績評定点がない場合は、加點評価しない。なお、平均点は小数点以下を切り捨てとする。

<計算例>

令和4年度 完成工事なし、令和5年度 完成△△工事成績＝81点、

令和6年度 完成〇〇工事成績＝80点、令和6年度 完成□□工事成績＝80点

平均点の計算＝ $(81+80+80) / 3 = 80.3$ 点（小数点以下第2位を切捨て）

- *2 減点となる実績は、当該工事の発注業種と同業種におけるものとする。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員の成績評定点の平均点とし、契約金額に出資比率を乗じた額が500万円以上の場合に、平均点算出の対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）の成績評定点を評価対象とする。

注）JV（特定）が受注した工事の成績評定点は、各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）が受注した工事の成績評定点は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）<JV工事による計算例>

代表構成員の過去3か年度の工事实績なし

その他構成員①の過去3か年度の評定点合計÷対象工事件数（243点÷3＝81.0点）

その他構成員②の過去3か年度の評定点合計÷対象工事件数（400点÷5＝80.0点）

平均点の計算＝ $(243+400) / 8 = 80.3$ 点（小数点以下第2位切捨て）

ウ 優良工事等の表彰実績

企業の工事表彰実績は、静岡県が行う優良工事・安全工事・地域貢献・ICT優良工事・働き方改革工事を対象とする。なお、建築関連工事の局長表彰、参事表彰は出先事務所長表彰扱い、企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。（標準型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
優良工事等の表彰 実績の有無*1	令和5年度 又は 令和6年度	知事表彰の実績あり	1.5	1.5
		部長表彰の実績あり*2	1.0	
		出先事務所長表彰の実績あり*3	0.5	
		表彰の実績なし	0.0	

- *1 令和5年度又は令和6年度の表彰（表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事）とす

る。表彰対象は、静岡県（交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う優良工事・安全工事・地域貢献・ICT 優良工事・働き方改革工事を対象とする。（優良技術者表彰は対象外）

*2 表彰対象として企業局長表彰の実績を含むこととする。

*3 表彰対象として建築関連工事の局長、参事表彰実績を含むこととする。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定）工事の表彰実績は、各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の表彰実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

エ 週休 2 日推進工事の施工実績＜働き方改革の推進＞

週休 2 日推進工事の施工実績は、静岡県が発注した「建設産業の担い手確保・育成入札試行要領」に基づく休日確保型工事又は「静岡県週休 2 日推進工事（土木工事等）実施要領」に基づく静岡県週休 2 日推進工事において施工実績がある場合に評価する。なお、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

（標準型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
週休 2 日推進工事 の施工実績の有無 *1, 2	令和 6 年度	4 週 8 休以上の実績が複数件あり	1.0	1.0
		4 週 8 休以上の実績あり*3	0.5	
		実績なし	0.0	

*1 静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注した工事において、令和 6 年度に完成、引渡し完了した工事を評価対象とする。なお、対象工事は「静岡県週休 2 日推進工事（土木工事等）実施要領」に基づく特記仕様書（「静岡県週休 2 日推進工事（土木工事等）特記仕様書」）の添付のある工事とする。（「静岡県 週休 2 日推進工事（建築工事）」特記仕様書に基づく工事は評価対象外）

*2 「静岡県週休 2 日推進工事（土木工事等）特記仕様書」に基づく工事の根拠書類は、規定の現場閉所を行ったことが確認できる工事検査結果通知書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。（複数件の実績がある場合は、2 件以上の実績を証明する書類を提出すること。）

*3 現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上とする。（現場閉所率＝休工日数／対象期間日数）

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注) JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

オ 登録基幹技能者の配置＜働き方改革の推進＞

目的構造物における品質確保や技能労働者の処遇改善の観点から、登録基幹技能者を配置できる場合は、当該技能者の確保・活用の推進に向けて、通常の評価項目に追加して設定する。評価対象となる登録基幹技能者は、県内業者の登録基幹技能者を配置する場合を評価する。

なお、複数の登録基幹技能者を配置することは可能であるが、評価対象となる登録基幹技能者は1名とする。

（標準型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
設定した種目の登録基幹技能者の配置*1	制限なし	配置あり*2	0.5	0.5
		配置なし	0.0	

公告文記載例

登録基幹技能者講習の種目	登録〇〇〇基幹技能者
登録基幹技能者が従事する工種	〇〇〇工

*1 登録基幹技能者制度に基づく登録基幹技能者を評価対象とする。元請、下請の両方を評価対象とする。なお、本工事における配置予定技術者（主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人）は評価対象としない。

*2 根拠書類として、「登録基幹技能者講習修了証」の写しを添付すること。

注) 当該工事を JV（特定・経常）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

カ 建設キャリアアップシステムの活用申請＜働き方改革の推進＞

建設キャリアアップシステムの活用申請については、当該工事における評価点確認申請書で建設キャリアアップシステムの活用申請があった場合に評価する。

（標準型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
建設キャリアアップシステムの活用申請の有無*1, 2	制限なし	活用申請あり	0.5	0.5
		活用申請なし	0.0	

*1 一般財団法人 建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステムの活用申請のある元請を評価対象とする。

*2 活用申請とは、当該工事における評価点確認申請書での建設キャリアアップシステムの

活用申請とする。

キ ICT活用工事・3次元データ納品工事の施工実績＜働き方改革の推進＞

ICT活用工事・3次元データ納品工事の設定は、発注業種が「土木一式工事、しゅんせつ工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事」の場合に設定することとし、施工プロセスの各段階又は3次元データ納品工事の施工実績がある場合に評価する。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が64点以下の場合は、施工実績として評価しない。

（標準型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
ICT活用工事又は3次元データ納品工事の施工実績の有無*1*2	令和5年度又は 令和6年度	全ての施工プロセスにICT活用*3	1.0	1.0
		一部の施工プロセスにICT活用*3 又は3次元データ納品工事の実績あり	0.5	
		その他	0.0	

*1 ICT活用工事は、国又は地方公共団体が発注した工事において、令和5年度又は令和6年度に完成・引渡し完了した工事を評価対象とする。

*2 3次元データ納品工事は、静岡県交通基盤部が発注した工事において、令和5年度又は令和6年度に完成・引渡し完了した工事を評価対象とする。

*3 ICT活用工事の施工プロセスの各段階

（「交通基盤部発注工事におけるICT活用工事の試行要領」による。）

【一般土木工事（土工、舗装工、地盤改良工）】

① 起工測量

設計照査のために3次元データを作成する。

② 3次元設計データ作成

①で作成した測量データと設計図書を用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理に用いる設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②のデータを用いてICT建設機械により施工を行う。

④ 出来形管理等の施工管理

3次元計測データや施工履歴データ等により出来形確認を行う。

⑤ 3次元データの納品

3次元データを納品する。

※舗装工については、「①起工測量」及び「④出来形管理等の施工管理」の

施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

※静岡県発注工事以外の施工実績においては、「⑤3次元データの納品」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

【港湾土木工事（浚渫工、基礎工、ブロック据付工）】

① 起工測量

設計照査のために現況地形を3次元データで取得する。

② 数量計算

①で取得した測量データと設計図書を用いて、数量計算を行う。

③ ICTを活用した施工

ICTを用いた施工管理装置により施工を行う。

④ 出来形管理等の施工管理

施工後の出来形を3次元データで取得し、①のデータと比較して出来形確認を行う。

⑤ 3次元データの納品

3次元データを納品する。

※静岡県発注工事以外の施工実績においては、「⑤3次元データの納品」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

ICT活用工事の根拠書類は、発注者へ提出した、全ての施工プロセス又は一部の施工プロセスの活用実績が判別できる施工計画書や協議書等（承諾又は受理等された押印のあるもので、該当部分の抜粋とする。ただし、承諾及び受理の押印が省略されている場合は押印不要。）の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。

3次元データ納品工事の根拠書類は、発注者へ提出した、協議書や情報共有・電子納品事前協議チェックシート等（承諾又は受理等された押印のあるものとする。ただし、承諾及び受理の押印が省略されている場合は押印不要。）の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定・地域）工事の施工実績は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該JV（経常）を評価対象とする。

ク 静岡県 I C T 普及啓発活動の実績

静岡県 I C T 普及啓発活動の実績は、「静岡県 I C T 普及啓発活動推進制度実施要領」に基づく活動実績がある場合に評価する。なお、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

（標準型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
静岡県 I C T 普及啓発活動の実績の有無*1, 2	令和 5 年度 又は 令和 6 年度	静岡県 I C T 普及啓発活動の実績あり	0.5	0.5
		静岡県 I C T 普及啓発活動の実績なし	0.0	

*1 静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注した工事において、令和 5 年度又は令和 6 年度に完成・引渡しが完了した工事による活動を評価対象とする。

*2 根拠資料は、担当監督員の確認を受けた「I C T マイレージプログラム活動報告書」の写しを提出すること。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

ケ 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況については、ISO・エコアクション 21 の認証取得がある場合を評価し、静岡県が発注した工事において、ISO9001 を活用した監督業務による工事实績がある場合（工事完成までにこの取扱を中止した工事は除く）は評価点を 1.0 点加えることとする。なお、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

（簡易型では最大得点を 2.0 点とする）評価項目及び評価基準は標準型と同じ設定であるが、配点及び最大得点は、標準型と異なるので留意すること。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	令和 7 年 3 月 31 日 時点	ISO9001 若しくは 14001、又はエコアクション 21 の認証を取得済み*1	1.0	2.0
		認証を取得していない	0.0	
	平成 22 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日	ISO9001 を活用した監督業務による工事を実施した企業には更に加点する*2	+1.0	

*1 令和 7 年 3 月 31 日時点で ISO 又はエコアクション 21 の認証取得がある場合（有効期間内のもの）、それを証明する書類を添付すること。

*2 平成 22 年 4 月 1 日以降に静岡県が発注した工事において、ISO9001 を活用した監督業務による工事实績がある場合（工事完成までにこの取扱を中止した工事は除く）は ISO9001 認証取得活用監督業務等承認通知書の写し及び工事成績評定通知書の写し等、実績を証明できる書類を添付すること。なお、令和 7 年 3 月 31 日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

コ 特殊な工事の施工実績

特殊な工事の施工実績は、新技術等を採用する工事などで、施工実績の有無が品質確保に関わる場合、通常の評価項目に追加して設定するものとする。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。

(標準型と同様) 評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
特殊な工事の施工実績の有無*1	平成 22 年 4 月 1 日から技術資料 提出日	特殊工事の実績あり	1.0	1.0
		特殊工事の実績なし	0.0	

公告文記載例

特殊工事	〇〇工法を含む〇〇工事を元請として施工した実績
------	-------------------------

*1 特殊な工事で施工実績の有無が品質確保に関わる場合に設定する。なお、平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日まで完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、代表構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) JV (特定・地域) 工事の施工実績は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の施工実績は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

サ 自社工場における製作

自社工場における製作は、橋梁上部工 (鋼橋、P C 橋等)、港湾用施設、水門陸閘、電気機械設備等の工場製作を含む工事で、通常の評価項目に追加して設定する。

(標準型と同様) 評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
① 静岡県内の自社工場における製作	制限なし	自社工場における製作*2	1.0	1.0
② 自社工場における製作*1		その他	0.0	

*1 自社工場において製作する工事の場合のみ設定し、①「静岡県内の自社工場における製作」又は②「自社工場における製作」のいずれかを発注者が指定する。

*2 自社工場の有無が分かるパンフレット等の資料を添付すること。

注) 当該工事を JV (特定・経常) で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

（４）配置予定技術者の能力について

簡易型Ⅰにおける配置予定技術者の施工能力に係る評価項目は、以下のとおりとする。なお、配置予定技術者が複数申請された場合は、以下のアからオの合計点が最も低い配置予定技術者で評価を行う。

当該工事をJV（特定）で実施するときは、各構成員を評価対象とし、各構成員の配置予定技術者が複数申請された場合は、アからオの合計点が最も低い配置予定技術者を評価対象とする。

ア 技術者の資格

配置予定技術者の資格については、原則として**４－２ 配置予定技術者の資格**にある**表 12 簡易型における資格設定の目安**を参考に設定する。当該工事の発注業種によって、設定する資格が異なることに留意する。下表は、土木一式工事の設定例である。

（簡易型Ⅰ、Ⅱでは最大得点を2.0点とする。）評価項目及び評価基準は標準型と同じ設定であるが、配点及び最大得点は、標準型と異なるので留意すること。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
技術者の資格	制限なし	1級土木施工管理技士*1 又は同等の資格*2	2.0	2.0
		2級土木施工管理技士（種別：土木）*1	1.0	
		その他	0.0	

公告文記載例

同等の資格	技術士建設部門、技術士総合技術監理部門（建設）
-------	-------------------------

*1 当該工事の発注業種により資格を設定する。（※上表は土木一式工事の例）

*2 同等の資格とは、当該工事の発注業種と同業種で監理（主任）技術者になりうる資格から、原則設定する。ただし、監理技術者の配置が入札参加資格条件の場合は、別途設定する。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

イ 同種・（類似）工事の施工経験

同種・（類似）工事の設定は、入札参加資格条件（同種工事等）を考慮し、適切に設定した上で下記のとおり入札公告に記載する。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が64点以下の場合は、施工経験として評価しない。

（標準型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準		配点	最大得点
主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての同種・（類似）工事の施工経験の有無*1	平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日	主任（監理）技術者又は監理技術者補佐として	同種工事の経験あり	2.0	2.0
			（類似工事の経験あり）*3	（1.0）	
		現場代理人として*2	同種工事の経験あり	1.0	
			（類似工事の経験あり）*3	（0.5）	
		その他		0.0	

公告文記載例

同種工事	〇〇〇が発注した〇〇工を含む〇〇工事を元請として施工した経験
類似工事	〇〇〇が発注した〇〇工を含む〇〇工事を元請として施工した経験

*1 平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。

*2 配置予定技術者が現場代理人としての経験を有する場合に評価対象とする。

*3 類似工事については選択項目とし、特殊な工事等で同種による評価が困難と想定される場合に設定するものとする。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）JV（特定・地域）工事の施工経験は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工経験は、代表構成員を評価対象とする。

注）「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての経験は評価対象としない。

ウ 優良技術者の表彰実績

配置予定技術者の工事表彰実績は、静岡県が行う優良技術者表彰を評価対象とする。なお、営繕関連工事の理事・参事表彰は所長表彰扱い、企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。

(標準型と同様) 評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
優良技術者の表彰 実績の有無*1	令和2年度 から 令和6年度	部長表彰の実績あり*2	2.0	2.0
		出先事務所長表彰の実績あり*3	1.0	
		表彰の実績なし	0.0	

*1 令和2年度から令和6年度の表彰(表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事)とする。表彰対象は、静岡県(交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部、企業局)が行う優良技術者を対象とする。

*2 表彰対象として企業局長表彰の実績を含むこととする。

*3 表彰対象として営繕関連工事の理事・参事表彰実績を含むこととする。

注) 当該工事をJV(特定)で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) 当該工事をJV(経常)で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) JV(特定・経常)工事の表彰実績は、代表構成員を評価対象とする。

エ 継続教育の取組状況

継続教育の取組状況は、建設系CPD協議会加盟団体のうち、推奨単位を設定している団体の継続教育を評価する。詳細については、**4-3 継続教育(CPD、CPDS)の取組状況にある表13 継続教育(CPD、CPDS)の評価対象団体と推奨(目標)単位**を参照すること。

(標準型と同様) 評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
継続教育(CPD、CPDS)の取組状況*1	令和5年度 から 令和6年度 までのうち 任意の1年間	継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)	1.0	1.0
		継続教育の証明なし又は各団体推奨単位未満の取得	0.0	

*1 建設系CPD協議会加盟団体のうち、推奨単位を設定している団体の継続教育を評価する。令和5年度から令和6年度までのうち、任意の1年間において、各団体設定の1

年間の推奨（目標）単位以上を取得している場合を評価する。

各団体が発行する取得単位の証明書の写しにより確認する。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）配置予定技術者を複数申請する場合、全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。

オ 特殊な工事の施工経験

特殊な工事の施工経験は、新技術等を採用する工事などで、施工経験の有無が品質確保に関わる場合、通常の評価項目に追加して設定するものとする。なお、静岡県発注工事の場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを確認し、工事成績評定点数が 64 点以下の場合は、施工経験として評価しない。

（簡易型Ⅰ、Ⅱでは最大得点を 2.0 点とする）評価項目及び評価基準は標準型と同じ設定であるが、配点及び最大得点は、標準型と異なるので留意すること。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
特殊な工事における主任（監理）技術者又は監理技術者補佐としての施工経験の有無*1	平成 22 年 4 月 1 日から技術資料 提出日	特殊工事の経験あり	2.0	2.0
		特殊工事の経験なし	0.0	

公告文記載例

特殊工事	〇〇工法を含む〇〇工事を元請として施工した経験
------	-------------------------

*1 特殊な工事で施工経験の有無が品質確保に関わる場合に設定とする。なお、平成 22 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

注）当該工事は JV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）JV（特定・地域）工事の施工経験は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工経験は、代表構成員を評価対象とする。

注）「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての経験は評価対象としない。

（５）企業の地域貢献度等について

簡易型Ⅰにおける企業の地域貢献度等に係る評価項目は、以下のとおりとする。

ア 企業の地理的条件

企業の地理的条件については、入札参加資格条件（営業所の所在地）等を考慮し、適切に設定する。評価対象者が１者に限定され忒意的となる場合や、評価対象者が存在しないと考えられる場合、評価項目から削除することができる。

（標準型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
企業の地理的条件	制限なし	〇〇地区に（主たる）営業所あり*1	1.0	1.0
		その他	0.0	

*1 評価基準である地理的条件の地区範囲は、入札参加資格条件（営業所の所在地）等を考慮し、適切に設定する。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

イ 災害協定、災害協定に基づく活動実績、建設機械の所有 有事の際の備え

災害協定については、静岡県と締結した協定を対象とし、下表のとおり協定締結や発注機関ごとの活動実績を評価する。更に建設機械を所有している者を評価する。また、有事の際の備えについては、「静岡県交通基盤部総合評価落札方式における災害時事業継続計画」を策定又は「国土交通省中部地方整備局における事業継続力認定制度」による認定を受けている者を評価する。

（標準型と同様）評価項目、評価基準、配点及び最大得点は、標準型と同じ設定とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
災害協定に基づく活動実績の有無*1 及び有事の際の備え	令和7年3月31日時点	災害協定の締結あり*2	0.5	1.5
		災害協定の締結なし	0.0	
	令和2年度から 令和6年度	発注機関における活動実績あり*3	+0.5	

	令和7年3月31日時点	建設機械の所有*4	+0.5	
	令和7年度	災害時事業継続計画審査による適合等*5	0.5	0.5

公告文記載例

+0.5 加点となる発注機関	発注機関（●●事務所）
----------------	-------------

- *1 災害協定に基づく活動実績は、令和2年度から令和6年度に静岡県（土木事務所、農林事務所及び港湾・漁港関係事務所（局））が災害協定に基づく出動要請を行い、令和6年度までに完成、引渡しが完了した活動実績（工事）を評価対象とする。（業務委託に関する協定に基づく活動実績は対象外。）
- *2 災害協定は静岡県知事部局（危機管理部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部）との協定を対象とする（企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部との協定対象外）。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和7年3月31日時点で協定を締結しているものとする。災害協定には、家畜伝染病発生時における緊急家畜処分業務に関する協定を含む。
- *3 +0.5 点が追加される活動実績（工事）の範囲の設定は事務所単位で各発注機関が行う。
- *4 災害協定を締結している者のうち、令和7年3月31日時点で、建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、モーターグレーダー、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械又は高所作業車）を3台以上有する（自社所有又は長期リースによる保有）者を評価対象とする。
- *5 発注業種が「土木一式工事」の工事で、静岡県建設技術監理センターの災害時事業継続計画審査結果又は国土交通省中部地方整備局の災害時の基礎的事業継続力の認定証により、令和7年度版に適合通知（有効期限内）を受けたものを評価する。
- 注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、静岡県交通基盤部における災害時事業継続計画審査による適合又は国土交通省中部地方整備局における事業継続力認定制度による認定の評価については、代表構成員を評価対象とする。それ以外の評価項目については、各構成員を評価対象とする。
- 注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

ウ 地域貢献の活動実績

地域貢献活動については、公共土木施設等を対象とした企業の美化・環境保全の活動や協働活動の支援の実績について評価する。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
地域貢献の 活動実績の有無	令和6年度	企業の活動実績あり*1	0.5	1.0
		協働活動の支援実績あり*2	0.5	
		実績なし	0.0	

*1 【企業の活動実績】令和6年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県内の公共土木施設*3 の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。

静岡県との協働による公共土木施設*3 の維持管理等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。

[根拠書類]

- ① 行政機関若しくは町内会長の記名等による証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等で新聞記事や地域情報誌は、実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料とする。

*2 【協働活動の支援実績】令和6年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県との協働による公共土木施設*3 の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書等を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の支援実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。

[根拠書類]

- ① 社員であること（雇用関係）が証明できる資料
- ② 上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料
- ③ NPO法人と県が交わした同意書や協定書等
- ④ 上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO法人作成の活動報告書（写）（NPO法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で、実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。

上記①～④の根拠書類のすべてが必要

*3 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担方施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園・水道

注) 当該工事をJV(特定)で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事をJV(経常)で実施する場合は、当該JV(経常)を評価対象とする。

注) JV(特定・地域)工事の活動実績は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV(経常)工事の活動実績は、当該JV(経常)を評価対象とする。

エ 災害対応に関する実動訓練の活動実績

建設業が所有する建設用機械(バックホウ、ダンプトラック等)や建設用器具(発動発電機、土嚢、水中ポンプ、溶接機等)または建設業としての知識技能等を活用し、屋内外で人や物を動かして行う訓練を災害対応に関する実動訓練の活動について評価する。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
災害対応に関する実動訓練の活動実績の有無*1, 2, 3, 4	令和6年度	実動訓練の活動実績あり*5, 6, 7	0.5	0.5
		実動訓練の活動実績なし	0.0	

*1 令和6年度に実施した実動訓練を評価対象とする。

*2 発注業種が「土木一式工事」の工事を評価対象とする。

*3 避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、呼び出し参集訓練、机上訓練、情報伝達訓練、会議、勉強会、研修、打ち合わせ、訓練見学、視察、パトロール等は災害対応に関する実動訓練の対象外。

*4 行政機関(国、県、市町)が開催(主催、共催問わず)した訓練を評価対象とする。

*5 訓練は災害協定の締結の有無に関わらず評価対象とする。

*6 実動訓練の参加者が、申請者当たり複数名以上の場合を評価対象とする。

*7 行政機関、建設業協会等、NPOや自治会等の団体組織、若しくはその代表者の押印等による証明書類、又は新聞記事、地域情報誌により実施を確認する。

証明書類等は、開催者(主催や共催)、訓練の内容、開催時期、参加人数、参加した会社名が判別できる内容(記事や写真)が記載されているものとする。

注) 当該工事をJV(特定)で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事をJV(経常)で実施する場合は、当該JV(経常)を評価対象とする。

注) JV(特定・地域)工事の活動実績は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV(経常)工事の活動実績は、当該JV(経常)を評価対象とする。

オ 点検・維持管理等業務委託の受注実績

静岡県における点検・維持管理等業務委託の受注実績については、下表のとおり評価する。なお、評価対象者が1者に限定され恣意的となる場合や、評価対象者が存在しない場合は、評価項目から削除する。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
点検・維持管理等業務委託の受注実績の有無	令和2年度から	「道路小規模修繕」等業務委託の受注実績あり*1	1.0	1.5
	令和6年度	点検・維持管理等業務委託の受注実績あり*2	0.5	
		受注実績なし	0.0	
優良業務表彰の実績の有無	令和5年度又は令和6年度	「点検業務」又は「維持管理業務」の表彰実績のある企業には更に加算する*3	+0.5	

*1 静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注し、令和2年度から令和6年度に完成した業務委託とし、引渡し完了した業務委託を評価対象とする。評価対象とする業務委託は、静岡県委託業務等成績評定要領第2条（4）に規定する点検・維持管理等業務のうち「道路小規模修繕業務委託」等の6業務委託（「道路小規模修繕」、「舗装道路補修」、「雪氷対策」、「河川小規模修繕」、「砂防関係小規模修繕」、「港湾・漁港施設等維持管理」）の受注実績とする。

*2 静岡県委託業務等成績評定要領第2条（4）に規定する点検・維持管理等業務のうち上記*1の業務委託を除く業務委託の受注実績とする。

*3 令和5年度又は令和6年度の表彰（表彰対象業務はそれぞれの前年度完了業務）とする。表彰対象は、静岡県（交通基盤部、経済産業部）が行う優良業務委託表彰「点検業務」又は優良建設工事表彰「維持管理業務部門」を対象とする。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の受注・表彰実績は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）事業協同組合の受注・表彰実績は、事業協同組合員であり当該業務を履行する上で作業を行った企業を評価対象とする。

カ 労働福祉の状況

労働福祉の状況は、「雇用実績」、「障害者雇用企業登録者名簿への登録」及び「静岡県次世代育成支援企業としての認定」について下表のとおり評価する。雇用実績では、「新卒者雇用」と「新規雇用」の実績を評価する。

障害者雇用企業は、静岡県経済産業部が所管している障害者雇用企業名簿における登録の有無で評価する。静岡県次世代育成支援企業は、静岡県次世

代育成支援企業として認証された企業を評価する。

評価項目	評価対象 期間	評価基準		配点	最大得点
労働福祉の状況	令和5年度 又は令和6 年度に卒業 し令和7年 3月31日 までに雇用	新卒者雇用の実績あり*2	雇 用 実 績 *1	1.0	1.0
	令和6年度	新規雇用の実績あり*3		0.5	
		該当なし		0.0	
	令和7年3 月31日時 点	障害者雇用企業として名簿 (静岡県経済産業部)に登録*4		0.5	0.5
		該当なし		0.0	
	令和7年3 月31日時 点	静岡県次世代育成支援企業認証制度 による認定*5		0.5	0.5
		該当なし		0.0	

*1 雇用実績は、静岡県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を雇用し、JV（特定）の係る工事においては、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。それ以外の工事においては、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

*2 評価の対象となる「新卒者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条で定める中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校等又は第二百二十四条で定める高等専修学校若しくは専門学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第十五条の七第1項第一号で定める職業能力開発校の普通課程、第十五条の七第1項第二号で定める職業能力開発短期大学校の専門課程及び第十五条の七第1項第三号で定める職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程及び海外において上記に定める学校等と同等と認められる学校を、令和5年度又は令和6年度に卒業し、令和7年3月31日までに雇用された者とする。

卒業を証明する根拠書類として、「卒業証書」の写し又は「卒業証明書」の写しを添付すること。ただし、静岡県立浜松、清水又は沼津技術専門校の場合は、根拠書類として「技能照査合格証」の写しを添付すること。

雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」※の写し又は「雇用保険被保

険者資格取得等確認通知書」の写し、又は、雇用証明書

※健康保険被保険者証は、使用可能な経過措置期間内のものに限る

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。（住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないものの写し）

- *3 評価の対象となる「新規雇用」とは、令和6年度の雇用とする。

雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」※の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し、又は、雇用証明書

※健康保険被保険者証は、使用可能な経過措置期間内のものに限る

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。（住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないものの写し）

- *4 根拠書類として、令和7年3月31日時点で有効期間内の「障害者雇用企業審査結果通知書」の写しを添付すること。

- *5 根拠書類として、令和7年3月31日時点で有効期間内の「静岡県次世代育成支援企業認証書」の写しを添付すること。

注）当該工事をJV（特定・経常）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

【障害者雇用企業登録者制度】については、以下を参照してください。

＜経済産業部就業支援局労働雇用政策課＞

- ・ 制度について（静岡県ホームページより「障害者雇用」で検索）

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/shuroshien/1040127/1026314.html>

（「障害者雇用企業登録者制度の御案内」を参照）

- ・ 名簿への登録申請方法等の詳細については、各ページのリンクを参照してください。

【静岡県次世代育成支援企業認証制度】については、以下を参照してください。

＜健康福祉部こども未来局こども未来課＞

- ・ 制度について（静岡県ホームページより「次世代育成」で検索）

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/kosodateservice/1040727/1022179.html>

（「静岡県次世代育成支援企業（このとりカンパニー）認証制度」を参照）

- ・ 要綱、提出様式等の詳細については、各ページのリンクを参照してください。

3-10 簡易型Ⅱにおける評価項目、評価基準

簡易型Ⅱにおける評価は、企業、技術者の表彰実績などから当該工事の施工に関する能力を確認するため、企業や配置予定技術者の技術的能力及び企業の社会性・信頼性を評価項目とする。

標準的な評価項目は、簡易型Ⅰの**3-9 簡易型Ⅰにおける評価項目、評価基準(3)(4)(5)**と共通とするが(3)企業の施工能力については、ア 同種・(類似)工事の施工実績、(4)配置予定技術の能力については、イ 同種・(類似)工事の施工実績を設定しない。

なお、区画線工事、薄層カラー舗装工事及び標識設置工事で市場単価のみで積算するものについては、以下のとおり取扱う。

3-9 簡易型Ⅰにおける評価項目、評価基準のうち、(3)企業の施工能力については、ウ 優良工事等の表彰実績、キ ICT活用工事・3次元データ納品工事の施工実績、コ 特殊な工事の施工実績及びサ 自社工場における製作を設定しない。

また、(4)配置予定技術者の能力については、ア 技術者の資格に下記の3.0点の資格を追加し、ウ 優良技術者の表彰実績及びオ 特殊な工事の施工経験を設定しない。

さらに、(5)企業の地域貢献度等については、イ 災害協定、災害協定に基づく活動実績、建設機械の所有、有事の際の備え、エ 災害対応に関する実動訓練の活動実績及びオ 点検・維持管理等業務委託の受注実績を設定しない。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
技術者の資格	制限なし	(区画線・薄層カラー舗装工事) 路面標示施工技能士 (道路標識工事) 道路標識設置管理士又は 道路標識設置・診断士	3.0	3.0
		1級土木施工管理技士*1 又は同等の資格*2	2.0	
		2級土木施工管理技士(種別:土木)*1	1.0	
		その他	0.0	

公告文記載例

同等の資格	技術士建設部門、技術士総合技術監理部門(建設)
-------	-------------------------

*1 当該工事の発注業種により資格を設定する。

*2 同等の資格とは、当該工事の発注業種と同業種で監理(主任)技術者になりうる資格から、原則設定する。ただし、監理技術者の配置が入札参加資格条件の場合は、別途設定する。

注) 当該工事をJV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価

対象とする。

4 評価項目の設定

4-1 登録基幹技能者の配置

登録基幹技能者は、必要に応じて登録基幹技能者講習として登録されている種目の中から設定できる。

設定する場合は、登録基幹機能者の配置を評価する工事の工種及び登録基幹技能者の種目を選択する。選択できる種目は、1 工事 1 種目とし、従事する工種とともに公告文に記載する。

表 9 登録基幹技能者の種類

令和7年3月31日 現在

No	登録基幹技能者講習の種目	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日 (登録番号)	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	登録基幹 技能者数	うち 静岡県内 技能者数
1	登録電気工事基幹技能者	(一社) 日本電設工業協会	H20. 5. 13 (登録番号1)	電気工事業、電気通信工事	9,262名	186名
2	登録橋梁基幹技能者	(一社) 日本橋梁建設協会	H20. 7. 17 (登録番号2)	とび・土工工事業、鋼構造物工事	999名	39名
3	登録造園基幹技能者	(一社) 日本造園建設業協会 (一社) 日本造園組合連合会	H20. 7. 17 (登録番号3)	造園工事業	2,001名	45名
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20. 7. 18 (登録番号4)	とび・土工工事業	996名	40名
5	登録防水基幹技能者	(一社) 全国防水工事業協会	H20. 8. 19 (登録番号5)	防水工事業	2,298名	57名
6	登録トンネル基幹技能者	(一社) 日本トンネル専門工事業協会	H20. 9. 1 (登録番号6)	土木工事業、とび・土工工事業	597名	0名
7	登録建築塗装基幹技能者	(一社) 日本塗装工業会	H20. 9. 1 (登録番号7)	塗装工事業	1,482名	46名
8	登録左官基幹技能者	(一社) 日本左官業組合連合会	H20. 9. 1 (登録番号8)	左官工事業	1,454名	21名
9	登録機械土工基幹技能者	(一社) 日本機械土工協会	H20. 9. 17 (登録番号9)	土木工事業、とび・土工工事業	11,480名	366名
10	登録海上起重基幹技能者	(一社) 日本海上起重技術協会	H20. 9. 19 (登録番号10)	土木工事業、しゅんせつ工事業	1,589名	14名
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	H20. 9. 30 (登録番号11)	土木工事業、とび・土工工事業、 鉄筋工事業	1,115名	32名
12	登録鉄筋基幹技能者	(公社) 全国鉄筋工事業協会	H20. 9. 30 (登録番号12)	鉄筋工事業	5,065名	132名
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	H20. 9. 30 (登録番号13)	鉄筋工事業	491名	10名
14	登録型枠基幹技能者	(一社) 日本型枠工事業協会 (一社) 日本空調衛生工事業協会 (一社) 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20. 9. 30 (登録番号14) H20. 10. 16 (登録番号15)	大土工事業	6,274名	119名
15	登録配管基幹技能者	(一社) 日本配管工事業団体連合会 (一社) 日本建設経体工事業団体連合会 (一社) 日本管工事業連合会	H20. 12. 12 (登録番号16)	とび・土工工事業	9,403名	291名
16	登録窯・土工基幹技能者	(一社) 日本窯土工事業協会	H20. 12. 12 (登録番号17)	とび・土工工事業	575名	7名
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合 (一社) 全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H20. 12. 26 (登録番号18) H21. 12. 26 (登録番号19)	内装仕上工事業	5,291名	89名
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(一社) 日本サッシ協会 (一社) カーテンウォール・防火開口部協会	H21. 2. 13 (登録番号19)	建具工事業	566名	9名
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(一社) カーテンウォール・防火開口部協会	H21. 3. 5 (登録番号20)	とび・土工工事業、石工事業、 タイル・れんが・ブロック工事業	223名	12名
20	登録エクステリア基幹技能者	(公社) 日本エクステリア建設業協会	H21. 3. 5 (登録番号21)	屋根工事業、板金工事業	2,892名	64名
21	登録建築板金基幹技能者	(一社) 日本建築板金協会	H21. 4. 28 (登録番号22)	左官工事業、塗装工事業、防水工事業	0名	0名
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21. 4. 28 (登録番号23)	管工事業	1,837名	43名
23	登録ダクト基幹技能者	(一社) 日本空調衛生工事業協会 (一社) 全国ダクト工事業団体連合会	H21. 11. 27 (登録番号24)	熱絶縁工事業	490名	6名
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社) 日本保冷保冷工業協会	H21. 11. 27 (登録番号25)	とび・土工工事業	861名	11名
25	登録グラウト基幹技能者	(一社) 日本グラウト協会	H22. 3. 25 (登録番号26)	管工事業	1,426名	113名
26	登録冷凍空調基幹技能者	(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会	H22. 3. 25 (登録番号27)	土木工事業、とび・土工工事業、 ぼた工事業、造園工事業	223名	0名
27	登録運動施設基幹技能者	(一社) 日本運動施設建設業協会	H23. 12. 16 (登録番号28)	土木工事業、とび・土工工事業	1,707名	32名
28	登録基礎工基幹技能者	(一社) 全国基礎工事業団体連合会 (一社) 日本基礎建設協会	H24. 7. 26 (登録番号29)	タイル・れんが・ブロック工事業	355名	1名
29	登録タイル張り基幹技能者	(一社) 日本タイル棟瓦工事業会	H24. 10. 29 (登録番号30)	とび・土工工事業、塗装工事業	1,822名	97名
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(一社) 全国道路標識・標示業協会	H25. 7. 3 (登録番号31)	消防施設工事業	501名	4名
31	登録消防設備基幹技能者	消防施設工事協会 (一社) 全国中小建築工事業団体連合会 (一社) J B N・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会 (一社) 日本ツーバイフォー建築協会 (一社) 日本木造住宅産業協会 (一社) 日本ログハウス協会 (一社) プレハブ建築協会	H26. 1. 27 (登録番号32)	大土工事業	1,259名	25名
32	登録建築大工基幹技能者	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	H27. 1. 22 (登録番号33)	硝子工事業	97名	2名
33	登録硝子工事基幹技能者	(一社) A L C 協会	R1. 5. 27 (登録番号34)	タイル・れんが・ブロック工事業	1,011名	23名
34	登録 A L C 基幹技能者	(一社) 日本機械土工協会	R1. 8. 5 (登録番号35)	土木工事業、とび・土工工事業	1,802名	114名
35	登録土工基幹技能者	(一社) 日本ウレタン断熱協会	R3. 5. 10 (登録番号36)	熱絶縁工事業	139名	0名
36	登録ウレタン断熱基幹技能者	(一社) 日本登録発破・破砕協会	R3. 5. 10 (登録番号37)	とび・土工工事業	64名	0名
37	登録発破・破砕基幹技能者	(一社) 日本登録発破・破砕協会	R3. 10. 6 (登録番号38)	大土工事業	82名	0名
38	登録建築測量基幹技能者	(公社) 全国解体工事業団体連合会	R4. 2. 14 (登録番号39)	解体工事業	941名	51名
39	登録解体基幹技能者	(一社) 全国圧入協会	R4. 7. 26 (登録番号40)	とび・土工工事業	382名	28名
40	登録圧入工基幹技能者	(一社) 送電線建設技術研究会	R4. 7. 26 (登録番号41)	とび・土工工事業、電気工事業	92名	3名
41	登録送電線工事基幹技能者	(一社) 全国さく井協会	R4. 7. 26 (登録番号42)	さく井工事業	91名	5名
42	登録さく井基幹技能者	(一社) 日本建設あと施工アンカー協会	R5. 3. 22 (登録番号43)	とび・土工工事業	209名	7名
43	登録あと施工アンカー基幹技能者	(一社) 日本計装工業会	R5. 11. 1 (登録番号44)	電気工事業、管工事業、機械器具 設置工事業、電気通信工事業	81名	0名
44	登録計装基幹技能者	(一社) 全国建設発生土リサイクル協会	R6. 8. 8 (登録番号45)	さく井工事業	0名	0名
45	登録土質改良基幹技能者	(公社) 登録都市トンネル基幹技能者	R6. 8. 9 (登録番号46)	とび・土工工事業	0名	0名
46	登録都市トンネル基幹技能者	日本圧気技術協会	R6. 8. 26 (登録番号47)	電気工事業、管工事業、機械器具 設置工事業、電気通信工事業	27名	0名
47	登録潜函基幹技能者			合計	83,690名	2,321名

4-2 配置予定技術者の資格

配置予定技術者の保有資格は、発注する工事種類の資格のうち、監理技術者になりうる資格と主任技術者になりうる資格の中から設定する。

総合評価のタイプにより、評価の対象となる資格を下記のとおり設定する。

(1) 標準型

標準型においては、原則として当該工事の発注業種で監理技術者になりうる技術士資格から設定する。技術士のみを対象とし、最大得点は、1点とする。

(2) 簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ

簡易型Ⅰにおいては、原則として当該工事の発注業種で主任（監理）技術者になりうる資格から設定する。監理技術者になりうる資格を有する場合に2点、主任技術者になりうる資格を有する場合は1点とする。

表 10 タイプ別の評価対象と配点

総合評価のタイプ	監理技術者になりうる資格		主任技術者になりうる資格	
	評価対象	配点	評価対象	配点
標準型	○（技術士のみ対象）	1.0	—	—
簡易型Ⅰ	○	2.0	○	1.0
簡易型Ⅱ	○	2.0	○	1.0

(3) 資格設定の目安

資格設定は、工事種類に応じて、表 11 標準型における資格設定の目安、表 12 簡易型における資格設定の目安の資格を参考とし設定する。評価する資格を設定する目安として、発注業種の下線太字の資格を基本とし、工事内容により、同等の資格としてそのほかの資格を必要とする場合は、下線太字の資格に加え、同じ工事種類の下線太字以外の資格を設定できるものとする。

表 11 標準型における資格設定の目安

建設工事の種類	配置予定技術者の資格要件
	監理技術者になりうる資格 配点：1.0点
土木一式工事	<u>技術士建設部門</u> 、技術士農業部門（農業農村工学）、技術士森林部門（森林土木）、技術士水産部門（水産土木）、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、農業-農業農村工学、森林-森林土木、水産-水産土木）</u>
とび・土工・コンクリート工事	<u>技術士建設部門</u> 、技術士農業部門（農業農村工学）、技術士森林部門（森林土木）、技術士水産部門（水産土木）、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、農業-農業農村工学、森林-森林土木、水産-水産土木）</u>
電気工事	技術士建設部門、 <u>技術士電気電子部門</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、電気電子）</u>
管工事	技術士機械部門（熱・動力エネルギー機器又は流体機器）、技術士上下水道部門、技術士衛生工学部門、技術士総合技術監理部門（機械-熱・動力エネルギー機器又は機械-流体機器、上下水道、衛生工学）
鋼構造物工事	<u>技術士建設部門（鋼構造及びコンクリート）</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）</u>
舗装工事	<u>技術士建設部門</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（建設）</u>
しゅんせつ工事	<u>技術士建設部門</u> 、技術士水産部門（水産土木）、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、水産-水産土木）</u>
機械器具設置工事	<u>技術士機械部門</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（機械）</u>
電気通信工事	<u>技術士電気電子部門</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（電気電子）</u>
造園工事	<u>技術士建設部門</u> 、技術士森林部門（林業・林産、森林土木）、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、森林-林業・林産、森林-森林土木）</u>
さく井工事	<u>技術士上下水道部門（上水道及び工業用水道）</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（上下水道-上水道及び工業用水道）</u>
水道施設工事	<u>技術士上下水道部門</u> 、技術士衛生工学部門（水質管理、廃棄物・資源循環）、 <u>技術士総合技術監理部門（上下水道、衛生工学-水質管理、衛生工学-廃棄物・資源循環）</u>

*) 鉄道近接工事では、必要に応じ軌道工事管理者（在来線）を設定できる。

表 12 簡易型における資格設定の目安

建設工事の種類	配置予定技術者の資格要件	
	監理技術者になりうる資格 配点：2.0点	主任技術者になりうる資格 配点：1.0点
土木一式工事	<u>1級土木施工管理技士</u> 、1級建設機械施工技士、 <u>技術士建設部門</u> 、技術士農業部門（農業農村工学）、技術士森林部門（森林土木）、技術士水産部門（水産土木）、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、農業-農業農村工学、森林-森林土木、水産-水産土木）</u>	<u>2級土木施工管理技士（種別は「土木」）</u> 、2級建設機械施工技士
建築一式工事	1級建築施工管理技士、 <u>1級建築士</u>	2級建築施工管理技士（種別は「建築」）、 <u>2級建築士</u>
とび・土工・コンクリート工事	<u>1級土木施工管理技士</u> 、1級建設機械施工技士、1級建築施工管理技士、 <u>技術士建設部門</u> 、技術士農業部門（農業農村工学）、技術士森林部門（森林土木）、技術士水産部門（水産土木）、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、農業-農業農村工学、森林-森林土木、水産-水産土木）</u>	<u>2級土木施工管理技士（種別は「土木」、「薬液注入」）</u> 、2級建設機械施工技士、2級建築施工管理技士（種別は「躯体」）、基礎施工士（基礎ぐい工事）、登録橋梁基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者、登録薦・土工基幹技能者、登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、登録基礎工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、登録土工基幹技能者
石工事	<u>1級土木施工管理技士</u> 、1級建築施工管理技士	<u>2級土木施工管理技士（種別は「土木」）</u> 、2級建築施工管理技士（種別は「仕上げ」）、登録エクステリア基幹技能者
電気工事	<u>1級電気工事施工管理技士</u> 、技術士建設部門、 <u>技術士電気電子部門</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、電気電子）</u>	<u>2級電気工事施工管理技士</u> 、1種電気工事士、登録電気工事基幹技能者

管工事	<u>1 級管工事施工管理技士</u> 、技術士機械部門（熱・動力エネルギー機器又は流体機器）、技術士上下水道部門、技術士衛生工学部門、技術士総合技術監理部門（機械-熱・動力エネルギー機器又は機械-流体機器、上下水道、衛生工学）	<u>2 級管工事施工管理技士</u> 、登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、登録冷凍空調基幹技能者
鋼構造物工事	<u>1 級土木施工管理技士</u> 、1 級建築施工管理技士、1 級建築士、 <u>技術士建設部門（鋼構造及びコンクリート）</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）</u>	<u>2 級土木施工管理技士（種別は「土木」）</u> 、2 級建築施工管理技士（種別は「躯体」）、登録橋梁基幹技能者
舗装工事	<u>1 級土木施工管理技士</u> 、1 級建設機械施工技士、 <u>技術士建設部門</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（建設）</u>	<u>2 級土木施工管理技士（種別は「土木」）</u> 、2 級建設機械施工技士、登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事	<u>1 級土木施工管理技士</u> 、 <u>技術士建設部門</u> 、技術士水産部門（水産土木）、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、水産-水産土木）</u>	<u>2 級土木施工管理技士（種別は「土木」）</u> 、登録海上起重基幹技能者
塗装工事	<u>1 級土木施工管理技士</u> 、1 級建築施工管理技士	<u>2 級土木施工管理技士（種別は「鋼構造物塗装」）</u> 、2 級建築施工管理技士（種別は「仕上げ」）、登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者
機械器具設置工事	<u>技術士機械部門</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（機械）</u>	
電気通信工事	<u>技術士電気電子部門</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（電気電子）</u> 、 <u>1 級電気通信工事施工管理技士</u>	<u>2 級電気通信工事施工管理技士</u> 、登録電気工事基幹技能者
造園工事	<u>1 級造園施工管理技士</u> 、 <u>技術士建設部門</u> 、技術士森林部門（林業・林産、森林土木）、 <u>技術士総合技術監理部門（建設、森林-林業・林産、森林-森林土木）</u>	<u>2 級造園施工管理技士</u> 、登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
さく井工事	<u>技術士上下水道部門（上水道及び工業用水道）</u> 、 <u>技術士総合技術監理部門（上下水道-上水道及び工業用水道）</u>	

水道施設工事	<u>1級土木施工管理技士、技術士上下水道部門</u> 、技術士衛生工学部門（水質管理、廃棄物・資源循環）、 <u>技術士総合技術監理部門（上下水道、衛生工学-水質管理、衛生工学-廃棄物・資源循環）</u>	<u>2級土木施工管理技士（種別は「土木」）</u>
--------	---	----------------------------

- *）鉄道近接工事では、必要に応じ軌道工事管理者（在来線）を設定できる。
- *）監理技術者の配置を入札参加資格条件にするなど、1級土木施工管理技士の設定などが評価項目として適当でない場合については、技術者資格の設定について上表によらないものとする。

4-3 継続教育（CPD、CPDS）の取組状況

継続教育（CPD、CPDS）の取組み状況の評価は、建設系CPD協議会加盟団体のうち、**表15 継続教育（CPD、CPDS）の評価対象団体と推奨(目標)単位**に示す、推奨（目標）単位を設定している18団体の継続教育を評価する。

評価基準は、令和5年4月1日以降、令和7年3月31日までの過去2か年度のうち、任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。単位取得は各団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。

なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

表 13 継続教育（CPD、CPDS）の評価対象団体と推奨(目標)単位

団 体 名	年間推奨（目標）単位 CPD単位/年
（公社）空気調和・衛生工学会	50
（一財）建設業振興基金	12
（一社）建設コンサルタント協会	50
（一社）交通工学研究会	50
（公社）地盤工学会	50
（一社）全国測量設計業協会連合会	20
（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20
（一社）全日本建設技術協会	25
（公社）土木学会	50
（一社）日本環境アセスメント協会	50
（公社）日本技術士会	50
（公社）日本造園学会	50
（公社）日本都市計画学会	50
（公社）農業農村工学会	50
（公社）日本建築士会連合会	12
（公社）森林・自然環境技術教育研究センター	20
土質・地質技術者生涯学習協議会	50

各団体の年間推奨単位は更新されるため各団体のウェブサイト等により確認を行うこと。

（例：建設系 CPD 協議会 <http://www.cpd-ccesa.org>）

5 提案履行確保の措置等

総合評価落札方式で落札者を決定した場合には、採用された簡易な施工計画や技術提案が履行できなかった場合の措置について、入札公告又は技術提案等の提出要請書において明らかする。

5-1 提案履行の確認方法

落札者が提示した技術提案（高度技術提案型、標準型）や簡易な施工計画（簡易型Ⅰ）の内容は、**図8 技術提案等の施工計画書への記載（例）**に示すように全ての提案を受注者に施工計画書に記載させることで確実な履行を担保することとなるが、発注者が採用を認めないことを通知^{*1}又は指示^{*2}した提案内容については、除外扱いとなり、施工計画書への記載の必要がなくなり、履行責任は消滅する。

*1 通 知: 契約前より技術提案等の採用が認められない提案内容がある場合、「落札者決定通知」と併せてその旨を通知する。

*2 指 示：工事を実施するなかで、その提案内容を実施することが発注者の責や状況（環境）の変化等により困難あるいは合理的でない場合、除外を「指示書」により指示する。

[illegible]

*1 技術提案等とは、標準型の「技術提案」、簡易型Ⅰの「簡易な施工計画」です。

図 8 技術提案等の施工計画書への記載（例）

落札者は、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、**図9 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート**を作成する。これに基づき監督員は適宜、履行状況を確認する。また、受注者の責によらず現場の条件変更等により履行できなくなった場合もその旨記載する。なお、情報共有システムを利用する場合は、情報共有システムの発注者の処理回答欄に履行確認結果、確認日、確認者の名前を記入のうえ、情報共有システム上で決裁を行う。

総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート			
工事名	令和○年度 〔第○○-○○○○○-○○号〕 ○○○○線 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事		
工事場所	○○市 ○○区 ○○地内		
技術提案等の内容(*1)	提案内容を記載		
写真や図面を添付する。なお、必要に応じて別葉とする。			
提案内容の履行状況を確認できる具体的な内容を記載			
担当監督員が、「履行済み」 「（受注者の責によらない）○○の理由による不履行」 「（受注者の責による）不履行」等を記載。 ※ <u>再度の施工が困難あるいは合理的でない場合に「（受注者の責による）不履行」とする。</u> <u>なお、受注者の責によらず履行できない場合は、具体的な理由を記載する。</u>			
*1 技術提案等とは、『標準型の「技術提案」』、『簡易型Ⅰの「簡易な施工計画」』です。 技術提案内容により、履行確認が複数回必要な場合は適宜実施する。			
履行確認結果	確認日		令和○年○月○日
	確認者のサイン		○○ ○○

図 9 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート

落札者が提示した登録基幹技能者は、**図 10 登録基幹技能者の施工計画書への記載（例）**に示すように施工計画書に記載する。

図 10 登録基幹技能者の施工計画書への記載（例）

総括監督員	主任監督員	担当監督員

図 11 総合評価落札方式における登録基幹技能者の履行確認シート

5-3 建設キャリアアップシステムの活用申請の確認方法

落札者が評価点確認申請書で申請した建設キャリアアップシステム活用は、**図 12 建設キャリアアップシステム活用申請の施工計画書への記載（例）**に示すように施工計画書に記載する。

総合評価落札方式における建設キャリアアップシステム活用申請(*1)に係る資料	
建設キャリアアップシステム情報	
事業者 I D（事業者登録）	
現場 I D（当該工事）	
就業履歴登録開始予定日（当該工事）	

*1建設キャリアアップシステム活用申請とは、当該工事における評価点確認申請書での建設キャリアアップシステムの活用申請（履行確認対象）をいう。

図 12 建設キャリアアップシステム活用の施工計画書への記載（例）

また、落札者は、発注者が工事完成時に建設キャリアアップシステム活用申請の履行*1を確認するために、建設キャリアアップシステムからの出力される**図 13「現場・契約情報」**を監督員に提出する。なお、提出書類については、落札者としての現場就業履歴登録の確認ができる書類（「請負事業者名」に落札者名の記載があり、「現場で登録された就業履歴数」に履歴数が計上されているもの）とする。

監督員は、提出された**図 13「現場・契約情報」**で建設キャリアアップシステムの活用申請の履行状況を確認する。

帳票No.	4-1
帳票名	現場・契約情報
対象時点	
出力日時	
出力者ID	
出力者名	飯島 優
出力者立場	事業者責任者

現場情報	現場ID	
	現場名	
	施工場所住所(郵便番号)	
	施工場所住所(都道府県)	
	施工場所住所(都道府県以降)	
	電話番号(現場)	
現場担当者情報	現場管理者・管理者ID	
	利用者立場	
	現場担当者名(フリガナ)	
	現場担当者名	
	担当者所属部署名	
	担当者電話番号	
	メールアドレス	
契約情報	工事名称	
	発注者名	
	受注形態	
	発注区分	
	請負事業者名(JVの場合は幹事会社名)	
	営業所等	
	契約者名	
	契約者名フリガナ	
	契約者役職	
	請負金額(税込み)	
	契約工期(自)	
	契約工期(至)	
	就業履歴蓄積期間	
	施工場所住所	
	施工場所住所カナ	
	変更請負金額(税込み)	
	労働保険番号	
	工事区分	
	コリンズ登録番号	
	建築確認番号	
	工事内容(大分類)	
	工事内容(小分類)	
	工事内容(工事種別)	
	工事内容(構造)	
	建築面積(m ²)	
	延床面積(m ²)	
	階数・地上	
	階数・地下	
	階数・PH	
	工事内容(工種・工法)	
	工事内容(工種・工法)	
	工事内容(工種・工法)	
	工事内容(工種・工法)	
	工事内容(工種・工法)	
有害物質の取扱い	有害物質の取扱いの有無	
	有害物質の取扱いの有無(石綿)	
	有害物質の取扱いの有無(粉じん)	
	有害物質の取扱いの有無(建築物解体等)	
	有害物質の取扱いの有無(特定建設作業)	
	有害物質の取扱いの有無(汚染土壌)	
	有害物質の取扱いの有無(その他)	
	有害物質の取扱いの有無(その他情報)	
在留資格	技能実習	
	特定活動	
	特定技能1号	
	特定技能2号	
	その他の資格	
現場で登録された就業履歴数	現場で登録された就業履歴数(年単位)	
	現場で登録された就業履歴数(月単位)	
	2022/04	
	2022/05	
	2022/06	
	2022/07	
	2022/08	
	2022/09	
	2022/10	
	2022/11	
	2022/12	
	2023/1	
	2023/2	
	2023/3	
	現場で登録された就業履歴数(過去・年度単位)	
	2021	
	2020	
	2019	
	2018	
	2017以前	
情報の登録・変更・更新	初回登録日	
	最新変更・更新日	

図 13 「現場・契約情報」

5-4 技術提案等に係る設計変更

高度技術提案型及び標準型における技術提案、簡易型Ⅰにおける簡易な施工計画の記載内容に基づく設計変更は、原則行わないものとする。

5-5 ペナルティの設定

技術提案等のペナルティについて

簡易な施工計画や技術提案の内容、配置予定技術者、自社工場における製作、建設キャリアアップシステム活用申請、登録基幹技能者等の技術資料の詳細確認・審査時に履行が確認できない項目が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。

落札者の提示した技術提案等は全て契約内容となるため、技術提案等に記載された事項が受注者の責により履行されていないことを確認した場合は、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、受注業者に対してペナルティを課すものとする。

登録基幹技能者の配置については、受注者の責によらず計画変更等によって工種自体がなくなった場合、及び関係機関との調整等に時間を要し工程計画を組み替える必要が生じ当初予定していた業者に下請施工させることができなかった場合は、不履行とはみなさない。また、当初予定した登録基幹技能者の変更については、受注者が変更施工計画書を提出し、事前に監督員の承諾を得て変更した登録基幹技能者を配置した場合も不履行とはみなさない。

総合評価のタイプ	請負代金額の減額	工事成績評定点の減点
標準型	達成度合いに応じて減額	－５点／１項目
簡易型Ⅰ	達成度合いに応じて減額	－５点／１項目
簡易型Ⅱ		－５点／１項目

総合評価 のタイプ	請負代金額の 減額対象項目	工事成績評定点の減点対象項目
標準型	・ 技術提案等 （技術提案）	・ 技術提案等（技術提案） ・ 登録基幹技能者 ・ 建設キャリアアップシステムの活用申請 ・ 自社工場における製作 ・ 配置予定技術者
簡易型Ⅰ	・ 技術提案等 （簡易な施工 計画）	・ 技術提案等（簡易な施工計画） ・ 登録基幹技能者 ・ 建設キャリアアップシステムの活用申請 ・ 自社工場における製作 ・ 配置予定技術者
簡易型Ⅱ		・ 登録基幹技能者 ・ 建設キャリアアップシステムの活用申請 ・ 自社工場における製作 ・ 配置予定技術者

（a）請負代金額減額の算出方法

請負代金額の減額対象は、2タイプ（標準型、簡易型Ⅰ）とし、「技術提案等」の評価された提案が不履行の場合、達成度合いに応じて契約額を減額変更する。

（減額の算出方法）

$$\text{減額} = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点

※算出金額は、千円未満切り捨てとする。

※オーバースペックの提案は、評価しないものとしていることから、オーバースペックと解される技術提案の不履行については、請負代金額の減額措置は受けない。

（b）工事成績評定点の減点方法

工事成績評定点の減点対象は、3タイプ（標準型、簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ）の全てとし、また技術資料により提案された内容を全て含む。ただし、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容または受注者の責によらないものは除く。

（減点方法）

不履行の項目ごとに、5点減点する。

6 総合評価落札方式に関わる事項の公表等

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

6-1 手続き開始時における明示

総合評価落札方式の適用工事では、入札公告等において次の事項を明記する。

- ・ 総合評価落札方式の適用の理由
- ・ 入札参加条件
- ・ 総合評価落札方式の落札者決定基準（評価項目、評価基準、配点、欠格要件）
- ・ 総合評価落札方式の方法及び落札者の決定方法
- ・ 技術提案等が履行できなかった場合の措置
- ・ 不落随契への移行基準

6-2 落札結果の公表

総合評価落札方式を適用した工事において落札者が決定し、契約締結後速やかに次の事項を記載した**総合評価落札方式審査一覧表（標準型様式 12-1、簡易型Ⅰ 12-2、簡易型Ⅱ 12-3）**及び**入札結果**を公表する。

- ・ 入札参加者名
- ・ 落札結果（各入札参加者の入札価格及び技術評価点、評価値）
- ・ 落札者とした理由

【落札結果の公表例】

参考として次ページ以降に、以下の様式を示す。

- ・ 簡易型Ⅰの総合評価審査一覧表（様式-12-2）
- ・ 入札結果（様式-13）

入札結果（総合評価落札方式 ●●型）

業種：土木一式工事

事務所名 ○○土木事務所

入札番号 000001	建設工事名 令和○年度 [第○-○○○○○-○○号] (●) △△△線	令和○年○月○日	令和○年○月○日
建設工事箇所	○○市○○区○○地内	入札場所	○○土木事務所
入札日時	令和○年○月○日 9時00分	予定価格	¥66,000,000
前払金の有無	設計額	入札書比較価格	調査基準価格 ¥55,000,000
有り	工事価格	入札書比較価格	調査基準入札書比較価格 ¥50,000,000
入札執行者	1.6667	入札事務執行職員	
入札事務関係職員		入札事務関係職員	

業者名	所在地	標準点 (A)	加算点 (B)	技術 評価点 (C=A+B)	第1回 入札価格 千円	評価に 用いる 価格 (D):千円	評価値 (C/D) *1000	第2回 入札価格 千円	評価に 用いる 価格 (E):千円	評価値 (C/E) *1000	結 果	摘 要	備考	落札理由
○○○○○	○○市○○	100	0.00	100.00	43,000	50,000	2.0000						調査基準 価格適用	
○○○○○	○○市○○	100	25.00	125.00	—	—	—				辞退 者	※辞退者：技術提案資料の提出後から 入札書の提出前に、入札を中止めた者		
○○○○○	○○市○○	100	7.89	107.89	47,000	50,000	2.1578						調査基準 価格適用	
○○○○○	○○市○○	100	9.47	109.47	42,000	50,000	2.1894						調査基準 価格適用	
○○○○○	○○市○○	100	15.00	115.00	61,000	—	—				失格 者	予定価格 オーバー		
○○○○○	○○市○○	100	15.79	115.79	53,000	53,000	2.1847							
○○○○○	○○市○○	100	22.11	122.11	55,000	55,000	2.2202				決定	最高評価値		総合評価算定基準に基づく最高 評価値獲得者（当選）
○○○○○	○○市○○	100	6.25	106.25	45,000	50,000	2.1250						調査基準 価格適用	
○○○○○	○○市○○	100	28.00	128.00	30,000.5	—	—					契約しない 基準額以下	調査基準 価格適用	
○○○○○	○○市○○	100	30.00	130.00	60,000	60,000	2.1667					※無効：調査基準価格以下の取止めを含む		
○○○○○	○○市○○	100	22.11	122.11	55,000	55,000	2.2202					最高評価値		(落選)

※ 予定価格を上回った場合、辞退した場合及び「低入札価格調査制度」による調査等実施要領」第11条の「契約しない場合の判断基準」に該当する場合は、評価値の計算を行わない。

※ 学識者に意見聴取する場合は、業者名を匿名（A社、B社、C社、...）とすること

6-3 知的財産としての技術提案等の取扱い

競争に参加する者から技術提案等を求める場合、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない等、その取扱いに留意するものとする。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく県が発注する工事に無償で使用できるものとし、技術提案等を求める場合は、あらかじめ入札公告等でその旨を明記する。**なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。また、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。**

7 総合評価落札方式におけるオーバースペックの考え方

7-1 基本的な考え方

- ・オーバースペックとは、工事目的物に対して必要以上に高水準で、実際の要求水準と比べて不釣り合いであることをいう。
- ・技術提案等(*1)では、「高価な材料等の使用」や「必要以上の対策の実施」等により要求水準に対して過剰(*2)な品質・性能・効果を実現する提案と判断される場合はオーバースペックと見なされる。
- ・総合評価落札方式ではオーバースペックと判断される提案は加点評価しない。

*1 技術提案等：標準型における「技術提案」及び、簡易型Ⅰにおける「簡易な施工計画」

*2 工夫の範囲内と判断できる内容は必ずしもオーバースペックとはならない

7-2 要求水準に対し過剰な品質・性能・効果とみなされる事例

- ① 現地状況に応じて設計変更などで対応すべき提案
 - ・地盤改良における追加ボーリングの実施等、設計図書以上の調査を行う提案。
 - ・道路管理者との協議により変更される可能性のある、交通整理人等の増員の提案。
- ② 管理基準を厳格化する提案
 - ・舗装表層における平坦性に対し規格値を大幅に上回る自主基準を設定する提案。
 - ・工事中の騒音・振動・水質汚濁対策等として、規格値を大幅に上回る自主基準の設定や、設計図書等で定めた基準値を大幅に上回る施設を設置する提案。

- ③ 要求水準に対して過剰な設備投資、要員増に関する提案
- ・専任の観測員等の配置、複数の計測機器等が設計図書を上回り大幅に増設する提案。
 - ・施工区間一連にわたり防音壁を設置する等、設計図書を大幅に上回る仮設工の提案。
- ④ 要求水準に対して過剰な材料・配合・工法・設計に関する提案
- ・コンクリートの配合変更や添加剤の追加など設計図書を大幅に上回る変更が伴うコンクリート材料の提案（施工区間一連に渡るコンクリート強度の変更、水中不分離性コンクリート等の特殊コンクリートの使用、トンネル全線に渡る繊維補強コンクリートの採用等）。
 - ・コンクリートの養生のための設備に加えて養生剤（表面養生剤、高性能収縮低減剤等）等を併用する提案。
 - ・橋梁上部工工事等において三次元 FEM 解析等を用いた高度な構造解析・挙動確認・安定性検討等の実施及び解析等に伴う諸対策工の提案。